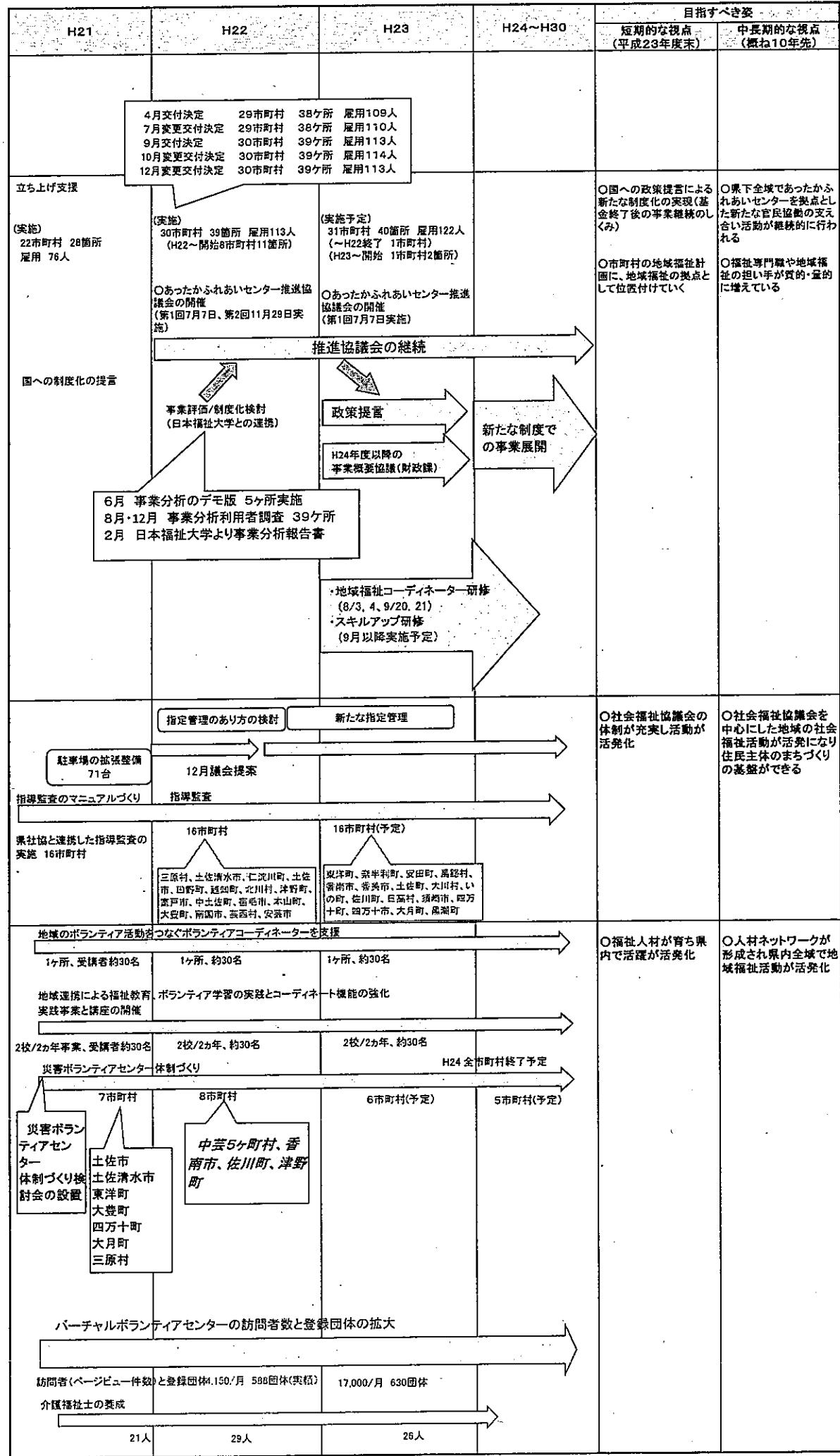


テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	短期的な視点 (平成23年度末)				中長期的な視点 (概ね10年先)	
						H21	H22	H23	H24～H30	目標すべき姿	
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年～17年) ・人口816千人→796千人 (▲20千人) ・高齢化率20.6%→25.9% (+5.3%)	誰もが安全で安心して暮らせる地域コミュニティーの再生・強化									
1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり	◆民生委員・児童委員の活動支援 ・研修(会長・中堅・1期目の新任・ブロック別)の実施 ・活動費の助成 ・民間事業者との地域見守り協定の締結(7協定) H19 (4協定) 高知新聞社・高森会 (株)サンプラザ こうち生活共同組合 高知ヤクルト販売(株) H20 (1協定) 四国電力(株) H21 (1協定) 県下16JA・中央会 H22 (1協定) 高知医療生活協同組合 [H22 1～四半期 実績] [H22.1住基人口:高齢化率28.1%、うち村部36.3%] ・来訪の減少 2,418→2,360(▲58) [H17では50世帯未満の集落の割合58%] ・高齢単身世帯の増加 28,946→40,918世帯 (+11,972世帯) ※定員 2,469人→ 実人員(H23.3) 2,411人(▲48) 県22(室戸市5、土佐市5、四万十市6、香美市4、田野町1、大豊町1、土佐町1、三原村1)高知市26	○民生委員・児童委員活動の住民への周知 ○民生委員の活動の温度差 ○民生委員・児童委員の高齢化や負担感増による後継者不足 ○職務に必要な知識・技術の習得(レベルアップ) ・体系的研修の実施 ・日常活動の支援ハンドブックの作成・活用	●民生委員・児童委員活動の充実 ○活動しやすい環境づくり ・地域での見守り活動の充実 ・民生委員活動のPR ・民生委員・児童委員と行政等との意見交換会の開催による連携体制の強化 ●役員会・ブロック会等定期的情報交換 ・地域見守り協定締結(1事業者) ・ロゴマーク作成、シール等配布による活動のPR	●レベルアップと活動しやすい環境づくり 活動費助成の拡充 ●県域協定に基づき、地域地域での見守りネットワークが充実 ・体系的研修の実施 ・新任研修 1年目研修(11月予定) 2年目研修((10～11月予定) 3年目研修(8月予定) ・ブロック別研修 6ブロックで開催(7～8月予定)	●高知型福祉の実現に向けた活動が活発となり、2,500人のマンパワーが地域で十分に発揮されている						
(1)地域で支え合う仕組みづくり	[H22.1住基人口:高齢化率28.1%、うち村部36.3%] ・来訪の減少 2,418→2,360(▲58) [H17では50世帯未満の集落の割合58%] ・高齢単身世帯の増加 28,946→40,918世帯 (+11,972世帯) ※定員 2,469人→ 実人員(H23.3) 2,411人(▲48) 県22(室戸市5、土佐市5、四万十市6、香美市4、田野町1、大豊町1、土佐町1、三原村1)高知市26	[H22 1～四半期 実績] [H22.1住基人口:高齢化率28.1%、うち村部36.3%] ・来訪の減少 2,418→2,360(▲58) [H17では50世帯未満の集落の割合58%] ・高齢単身世帯の増加 28,946→40,918世帯 (+11,972世帯) ※定員 2,469人→ 実人員(H23.3) 2,411人(▲48) 県22(室戸市5、土佐市5、四万十市6、香美市4、田野町1、大豊町1、土佐町1、三原村1)高知市26									
◆地域活動の基盤となる地域福祉計画の策定が進んでいる。	◆支え合いの地域づくり(地域福祉計画等の推進) ○市町村での支え合いの仕組みづくりの支援 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定支援 ・支え合いの仕組みづくりの支援(H18～20) ○モデル5地区(室戸市、仁淀川町、浜原町、黒潮町、四万十市、土佐市) ○計画策定支援 ○計画策定支援 ○官民協働の理解、連携不足	○モデルに終わり、県下全域での地域福祉向上の基盤づくり(官民連携した支え合いの意図的な再構築)に至っていない ・計画策定に対する理解不足、体制の不備等 ・官民協働の理解、連携不足	◆県地域福祉支援計画の策定と実践活動の促進 ○県地域福祉支援計画の策定及びそれに基づく活動の支援 ・地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくり ・小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンター)の活動充実 ・地域包括支援ネットワークシステムの構築 ・小地域を単位とした福祉活動の推進など ○市町村、市町村社協による一體的な地域アクションプランとなる計画策定、着実な実践の支援 ・県として地域福祉活動を推進していくための指針が明確でなかった ・県地域福祉支援計画に示す地域福祉ビジョンの共有が不十分 ・市町村の計画策定のノウハウの習得が不十分	●県民 ●市町村	5.31 地域福祉専門分科会開催 6.21 委託業務プロポ申込 ※ジャパンインターナショナル 総合研究所と協議中 策定のための審議会等の開催 審議会2回、検討会2回 [地域福祉支援計画の策定]	●市町村 ●市町村	8.27 地域福祉専門分科会開催 9.27～10.18 ブロック別意見交換会 11.10 地域福祉専門分科会開催 1.17 社会福祉審議会予定 12.6～1.16 パブコム実施 2.25 専門分科会 3.14 社会福祉審議会(答申)	●県地域福祉支援計画の策定 ○全市町村で市町村地域福祉計画、市町村社協地域福祉活動計画の一體的策定作業が進んでいる	●計画のもと地域で住民も参加した話し合い、ネットワークの形成が図られ地域の支え合い活動が活発化 ○福祉サービスを必要とする人が身近な地域で支援が受けられる仕組みができる		
(現状) 未策定(9) 東京、石川、長野、奈良、広島、徳島、愛媛、鹿児島、沖縄	[H22.2～四半期 実績] [H22.3～四半期 実績] [H22.4～四半期 実績] 社会福祉審議会(H23.1.17) 地域福祉支援計画に対するパブリックコメント募集	[H22.2～四半期 実績] [H22.3～四半期 実績] [H22.4～四半期 実績] 社会福祉審議会(H23.1.17) 地域福祉支援計画に対するパブリックコメント募集			1/26社会福祉審議会 ～ 計画策定を踏ま [地域福祉支援計画の策定]	市町村地域福祉計画等の策定 [市町村地域福祉計画と社協地域福祉活動計画の一體的な策定支援 (22・23年度を目的) 研修会の実施(6月、10月) 6月1日 市町村・市町村社協研修 29市町村38名、28社協42名 参加 11月10日 市町村・市町村社協研修	○地域包括支援ネットワークシステムの構築 ・システムの必要性の理解のための研修(5月) ・システムでのネットワークのあり方を研究 [地域アクションプランの実行支援]	●福祉保健所と県社協が連携し、積極的に市町村地域福祉計画と社協地域福祉活動計画の一體的な策定支援 H23年度は22市町村8社協で策定予定 ○地域福祉計画研修会の開催(5月10月)	●計画のもと地域で住民も参加した話し合い、ネットワークの形成が図られ地域の支え合い活動が活発化 ○福祉サービスを必要とする人が身近な地域で支援が受けられる仕組みができる		

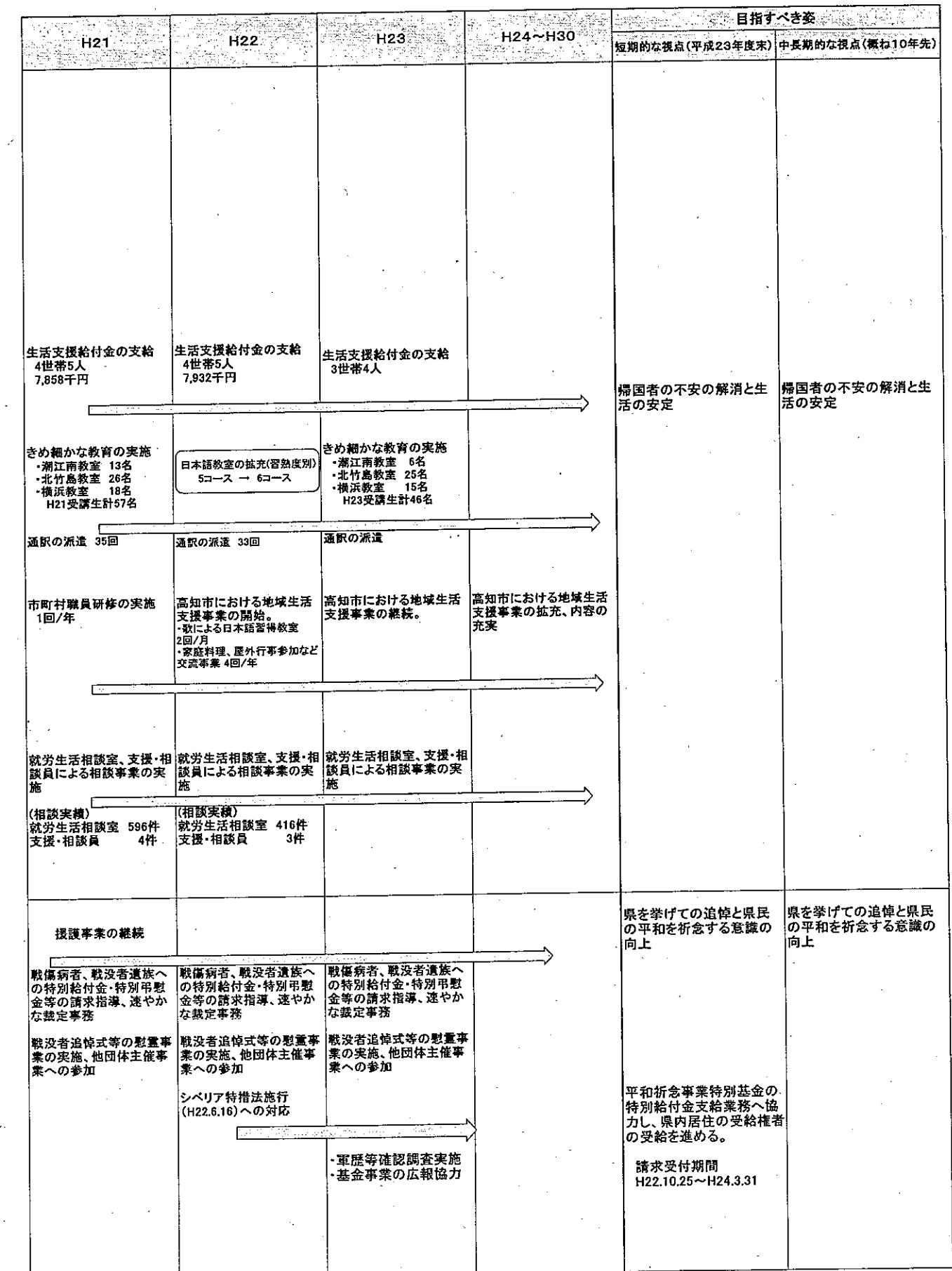
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (これから何をやるか)	対象者		
					区分	年齢	
I ともに支え合う地域づくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年→17年) ・人口816千人→796千人 (▲20千人) ・高齢化率20.6%→25.9% (+5.3%)		誰もが安全で安心して暮らせる地域コミュニティの再生・強化				
(1)地域で支え合う仕組みづくり	◆地域での支え合いの力が弱まっている ・H21県民世論調査では55.8%の人が感じている	◆あつたかふれあいセンターの整備促進(H21～) ・H21 22市町村28箇所(新規雇用76人) ・H21～23の全体計画 34市町村44箇所予定 (新規雇用126人) 【H22 1~4半期 実績】 平成21年度事業実績報告 22市町村 28箇所 新規雇用者 76人 平成22年度事業分交付決定 29市町村 38ヶ所 新規雇用者 109人(H22.4.1) 厚生労働省及び内閣府への政策提言(5/10～11) 事業分析にあたっての子会社を5ヶ所で実施 (宿毛、西土佐、北川、高馬、中土佐など) ◆中山間地域では全国一律の緩割りの福祉サービス基準では子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、それぞれのサービス利用者が少ないためサービスが提供されにくい状況となっている	○子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で必要なサービスを受け、安心して暮らせる仕組みづくりが遅れている ○集いの場の充実に加えて、相談や訪問活動などを進め細かく行き、地域ニーズを把握柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)としての活動の充実・強化が必要 ○官民協働による運営体制づくり ○コーディネーターや新規雇用スタッフ等の人材育成 【課題】 ・あつたかふれあいセンター運営協議会の立ち上げが遅まない。 【H22 2~4半期 実績】 平成22年度事業変更交付決定 3D市町村 39ヶ所 新規雇用者 114人(H22.10.28) 厚生労働省及び内閣府への政策提言(10/19, 12/6) 日本福祉大学事業分析中間報告(11/15) 第2回あつたかふれあいセンター推進協議会開催(11/29) 【H22 4~4半期 実績】 平成22年度事業変更交付決定 30市町村 39ヶ所 新規雇用者 113人(H22.12.20) 事業分析利用者調査実施・2回目(12月) 福祉保健所地域支援室ごとの協議(1/7～2/4, 3/8～16) 日本福祉大学事業分析調査研究報告書(2/28)	◆あつたかふれあいセンターの整備促進 ◆全市町村での取り組みと制度化の実現 ○取り組みの拡大と拡大に伴うフォローアップの実施 ・継続した仕組みづくり ・国への制度提案による新たな制度化の実現 ○今後の取り組み ・あつたかふれあいセンター推進協議会の開催 事業分析 全事業所での利用者等の実態を分析し、財源も含めた推移の形を検討していく。 市町村毎の地域資源の把握・整理 ・運営協議会の設置に向けた支援 市町村の地域福祉計画等へあつたかふれあいセンター(地域福祉の拠点)や地域包括支援ネットワークシステムを位置づけるよう支援 ・コーディネーター等の人材育成のために、研修を実施 県実施の研修等の情報提供	市町村 県民		
(2)地域福祉推進の基盤づくり	◆社会福祉協議会を通じた基盤づくり ○社会福祉協議会の活動支援 <県協> ・運営活動費の助成 ・ふくしま交流プラザ管理運営委託(H20～22) ・プラザ駐車場の確保(H21) <市町村社協> ・活動ステップアップ実践研修の実施(H20～21 9市町村)	○県社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉推進の拠点としてのプラザの利用拡大 ○市町村社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉の推進役となるためのステップアップ (地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会の意識、体制の弱さに加え職員にも現業務での手一杯感)	◆活動の活性化支援 ○県社協 ・人事交流等組織機能強化支援 ・プラザの指定管理のあり方検討 ○市町村社協 ・組織機能強化支援 ・指導監査による体制と事業内容の協議等 ・意欲的な社協の集中支援 ・地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の策定支援等 ◆目標を持った計画的な育成・確保策の実施 ◆取り組みのPR方法、実施方法含む改善と関係機関との連携活動強化	県 社協 ・ 市 町 村 社 協			
(3)地域福祉を支える人づくり	◆福祉人材・ボランティアの育成・確保支援 ○ボランティアセンターの活動支援 ・ボランティアコーディネーターの支援 ・福祉教育、ボランティア学習推進 H21香美市、北川村 H22香美市、土佐清水市 ○災害ボランティアセンター等体制づくりの支援 ・災害ボランティアの育成、市町村の体制づくり支援 H19:3市町村(安芸市、須崎市、四万十市) H20:5市町村(高知市、南国市、香美市、中土佐町、黒潮町) H21:7市町村(土佐市、土佐清水市、東洋町、大豊町、四万十町、大月町、三原村) H22:8市町村(香南市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路町、佐川町、津野町) 【H22 1~4半期 実績】 ・災害ボランティアセンター体制づくり検討会の開催 ・4月～5月にかけ情報交換会を開催(22社協参加) 【H22 2~4半期 実績】 ・災害ボランティアセンター運営模擬訓練の実施(県社協) ・9月開催…参加者 49名 ・10月開催…参加者 66名 【H22 4~4半期 実績】 ・災害ボランティアセンター中核スタッフ実践講座の開催 ・1/31～2/1 参加者 24名 ○バーチャルボランティアセンターの運営助成 ・訪問者と登録のボランティア団体数の増加 H22: 14,150/月 588団体 ○福祉人材センターの運営助成 H19:紹介467→就職168件、H20:紹介310→就職106件 H21:紹介253→就職86件、H22:紹介217→就職83件 ○介護福祉士修学資金貸付(H21～) 21年度申込者 21人→貸付21人、22年度申込み28人→貸付27人	○目標を持った計画的な育成・確保ができるいない ○制度や仕組み、ボランティア活動のPR、関係機関との連携、参加者の増の取り組みが弱い ○福祉教育・ボランティア学習の推進 H22香美市、土佐清水市 H23土佐清水市、未定(5/30現在) ○災害ボランティアセンターの全市町村での体制づくり ・今後の取り組み ・平成23年度立ち上げ予定のG社協への支援 ・市町村未定 ・※年間を通しての支援 ○バーチャルボランティアセンター運営充実(訪問者と登録団体の増) ○介護福祉士の養成	市 町 村 社 協 ・ 県 民 ・ 学 生				



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何を取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今まで何を取り組んできたか)	対象者 区分 年齢
(4) 遺家族等の援護対策					
	<p>○中国残留邦人 69人 中国からの帰国時において年令が30代、40代以上であり、現在、高齢化が進む。 居住地: 高知市56人、室戸市1人、安芸市4人、香南市1人、四万十市3人、土佐清水市1人、仁淀川町1人、佐川町1人、四万十町1人</p> <p>(参考) 支援の対象となる国費同伴帰国した親族 約90名</p> <p>◆収入や資産形成が不十分</p> <p>◆社会への適応が不十分</p> <p>①日本語が不自由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室の開催 潮江南教室 3コース 入門、初級、中上級 北竹島教室 中上級 横浜教室 初級 計3教室 5コース (H21～国10/10) ・自立支援通訳の派遣 5名 (H20～) (国10/10) <p>②市町村役場のサポートが不十分</p> <p>市町村職員に対する研修 (H20～) (国10/10)</p> <p>③就労問題、生活上の問題発生</p> <p>就労生活相談室の設置 場所: 県保健衛生総合庁舎2階 週4日 10時～16時 相談員2名</p> <p>支援・相談員の派遣 3名(高知市以外を担当) (H20～) (国10/10)</p> <p>◆高齢化と会員の減少 団体としての活動も難しくなりつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)高知県遺族会 正会員(妻) 1,010人 準会員(子等) 5,640人 ・(財)高知県傷痍軍人連合会 会員 190人 (H23法人解散予定) ・高知県軍恩連盟 会員 1,722人 <p>(参考) 国 ・相談員の配置 戦傷病者相談員 16名 戦没者遺族相談員 23名 ・特別弔慰金、特別給付金等の支給</p>	<p>◆中国帰國者援護対策 国の援護対策を基本にした支援</p> <p>・老齢基礎年金の満額支給と併せての生活支援給付金の支給 (H20～) (国3/4)</p> <p>帰國者は、中国において受けた教育のレベルや日本語の習熟の程度にバラつきがあり、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応が必要</p> <p>市町村職員の理解の程度が十分と言えない</p> <p>県から市町村への業務移管により、身近な所で支援を実施する。支援の必要な帰國者が多数居住している高知市において、高知市による地域生活支援事業(国10/10)の実施、拡充を進める。</p> <p>就労生活相談室の設置</p> <p>支援・相談員の派遣 3名(高知市以外を担当) (H20～) (国10/10)</p> <p>・戦傷病者、戦没者遺族等援護 ・全国戦没者追悼式へ参列 8/15 参列者80名</p> <p>・高知県戦没者追悼式の実施 11/1 参列者800名</p> <p>・沖縄「土佐之塔」慰靈祭へ参列 11/12 参列者30名</p> <p>・団体等慰靈祭へ参列 護国神社慰靈祭 (4/2, 11/2) 2回 海洋会等団体主催10回 市町村等主催 42回</p> <p>・援護団体へ事業費助成</p> <p>(参考) 国 ・相談員の配置 戦傷病者相談員 16名 戦没者遺族相談員 23名 ・特別弔慰金、特別給付金等の支給</p>	<p>生活支援給付金支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保養所において支給</p> <p>個人ごとの習熟の程度に応じたきめ細かい教育体制の整備</p> <p>県から市町村への業務移管により、身近な所で支援を実施する。支援の必要な帰國者が多数居住している高知市において、高知市による地域生活支援事業(国10/10)の実施、拡充を進める。</p> <p>相談事業の継続</p>	<p>中国 残留 邦人 (高 齢 者)</p> <p>62 ～ 95</p>	



【課名:地域福祉政策課】

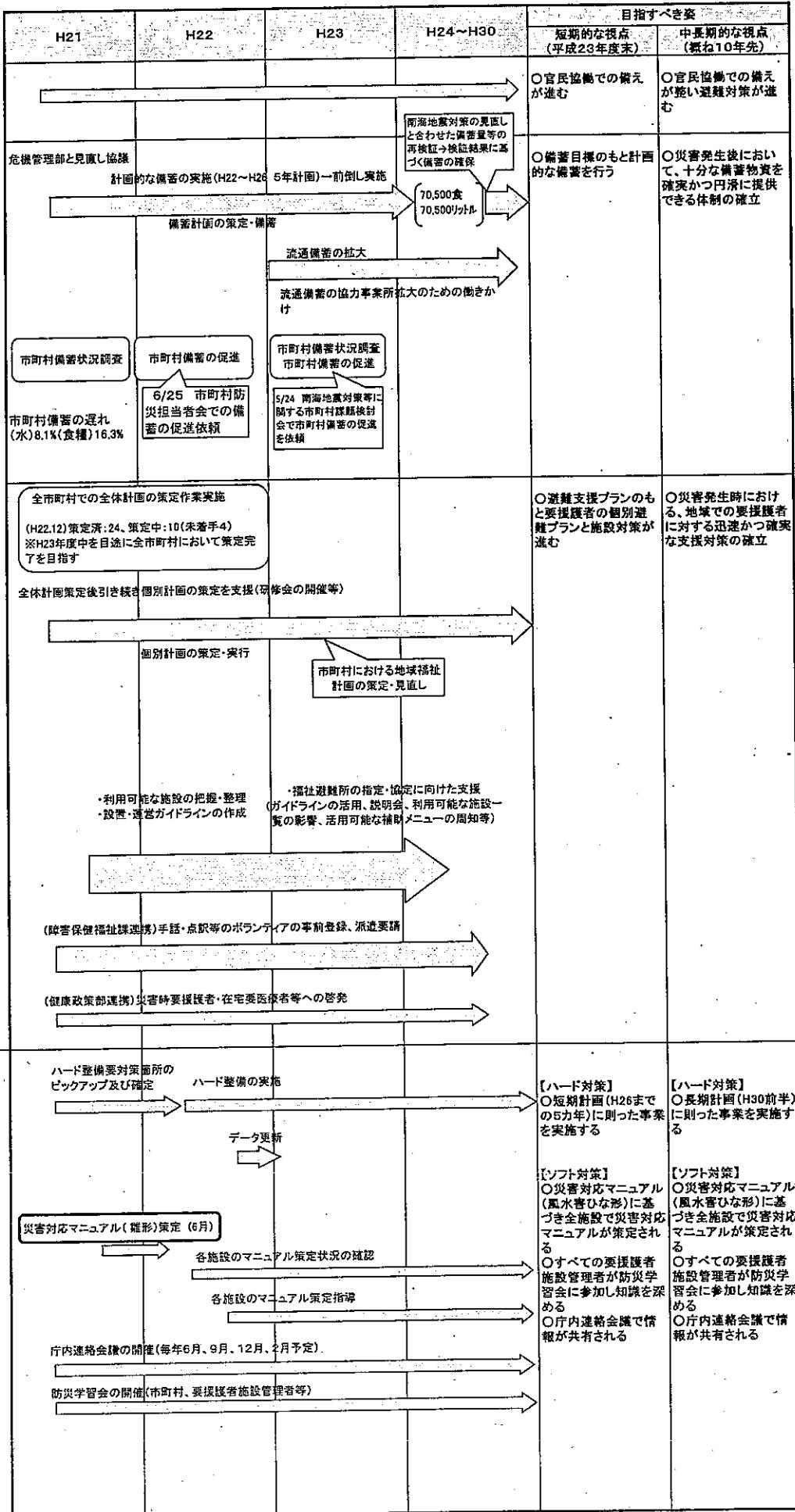
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	これからの対策 (今後どのように取り組んでいくか)	対象者 区分	年齢	目標すべき姿				
								H21	H22	H23	H24～H30	
									短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (県ね10年先)		
3 セーフティネット施策の充実・強化	(1)低所得者等の生活支援の充実・強化		<p>◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援)</p> <p>○生活福祉資金の貸付(低所得者・障害者・高齢者世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> -H20貸付決定 67件 80,312千円 -H21貸付決定 479件 266,735千円 -H22貸付決定 538件 351,481千円 <p>【H22.1～四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・高知県生活福祉・就労支援協議会 1 (5月31日) <p>【H22.2～四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・生活福祉資金窓口の各市社協に相談員10名を配置(高知市2名) 1・県社協窓口に貸付相談員を配置(1名) <p>※H21.10制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金種類の整理、統合(10種類→4種類) ・連帯保証人要件の緩和 ・貸付利率の引き下げ <p>○日常生活自立支援事業(認知症高齢者、精神・知的障害者の日常の金銭管理等)</p> <p>H22 専門員10名 H20契約 94人 H21契約 132人 H22契約 124人</p> <p>◆地域生活定着支援事業</p> <p>○地域生活定着支援センターの運営委託</p> <p>H23.6.1センター開設</p>	<p>○制度の周知 制度が十分知られているとは言えない ○必要な援助となるまでに時間がかかる</p> <p>◆セーフティネット施策の利用促進 ・国等と連携した円滑な利用促進</p> <p>◆制度の周知と利用促進 ・積極的な広報 ・市町村社協の相談支援体制の強化</p> <p>【H22.1～四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1・国の相談体制への支援が補正予算によりH22.10に継続となったため、H23も引き続き生活福祉資金の窓口、相談体制の強化をはかっていく。 <p>◆体制の充実</p> <p>◆関係機関等の恒常的な連携の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営推進委員会(効果的な運営を協議) ・連絡協議会(実務者レベルの支援全般の協議) ・合同支援会議(個別ケースの支援協議) 	<p>県 社 協 ・ 市 町 村 社 協</p> <p>婦 施 設 退 所 者</p>							
								<p>制度の周知と関係機関との連携</p> <p>10月</p> <p>・ワクストップサービスデイの実施 ・制度改正のチラシ配布 ・市町村、社会福祉協議会、ハローワーク、ジョブカフェなど、ローソン、ファミリーマート等 ・広報誌(さんSUN高知)へ掲載 ・インフォメーションセンターでの掲示</p> <p>・制度周知のためのチラシ配布(ファミリーマート)</p> <p>・相談支援体制の強化 (市町村社協の相談員の比率) 10市の社協に窓口対応の相談員11名を配置(高知市2名)</p> <p>須崎管内の専門員を増員</p> <p>専門員1名増員</p> <p>市町村社協実施体制への移行を検討</p> <p>地域生活定着支援事業の実施検討</p> <p>・地域生活定着支援センターの委託による事業実施(H23.6～) ・関係機関との連携体制構築</p> <p>コーディネート業務 フォローアップ業務 相談支援業務 連携体制構築</p>		<p>○制度が知られるとともに円滑で迅速な対応が図られる</p> <p>○生活福祉資金や生活保護を必要とする人が利用しやすくなる</p>		
										<p>○必要な福祉支援が行われることにより、再犯者が減少する。</p>		

【課名:地域福祉政策課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ た、できなかつたのか)	これからの対策 (今後何をやることにするか)	対象者 区分 年齢	
4 災害援護対策の推進						
(1) 災害救助対策						
◆災害救助基金(H23.4.1) ○残高 257,138千円 ・現金 256,737千円 ・物資 401千円	<ul style="list-style-type: none"> ・基金運営と流通備蓄の促進 <ul style="list-style-type: none"> 【H22.1-四半期 実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の選定、購入時期、保管場所の調整等 ・市町村担当者会の開催(6月25日) ・市町村備蓄の促進要請 【H22.2-四半期 実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・食糧 ……アルファー米 14,100食 ・水 ……7,050本(2Lペットボトル) ・保管場所 ……県内6ブロック11ヶ所(県の総合庁舎や一部市町村) 【H22.3-四半期 実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業者と飲料水の流通備蓄協定締結(1件) 【H22.4-四半期 実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による被災地への支援により、現在、県及び市町村の備蓄がほとんど無い状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の整備が遅れている ・東日本大震災において、被災地へ支援物資を搬出した結果、ストックが無い状態なので、早急な備蓄が必要。 ・流通備蓄について、協力事業所の拡大を図る。 ・早急な備蓄物資の購入 <ul style="list-style-type: none"> 【今後の取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の事例を研究・分析し、備蓄量や備蓄ルールなどについて見直しの検討及び市町村との協議を行う。 	県民			
◆県との供給協定の締結 ・飲料水:6事業者 ・物資供給:15事業者等						
◆市町村災害時要援護者避難支援プラン<全体計画>の策定 ・国策定目標年次(21年度中) ・現策定率70.6%(H22.10現在) (策定済24町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援プラン策定 <ul style="list-style-type: none"> 【H22.1-四半期 実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の意識不足と府内の連携不足 ・県としての実態確認と支援の不足 ・全市町村での全体計画の策定を支援するとともに個別計画に順次移行 実行 <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画策定中市町村への支援(H23年度までには策定予定 10市町村) ・個別計画の策定支援 ・要援護者台帳の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> 【今後の取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・実践活動の推進による要援護者情報を地域で支援する地域の支え合いの再構築を通じて、災害発生時の要援護者に対する迅速かつ確実な支援を実現 ・福祉避難所の確保・協定促進 <ul style="list-style-type: none"> 【H22.2-四半期 実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所調査結果(1回目)の公表 ・福祉避難所調査依頼(2回目) ・手話、点字等ボランティアの養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の意識不足と府内の連携不足 ・県としての実態確認と支援の不足 ・全市町村での全体計画の策定を支援するとともに個別計画に順次移行 実行 <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画策定中市町村への支援(H23年度までには策定予定 10市町村) ・個別計画の策定支援 ・要援護者台帳の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> 【今後の取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・実践活動の推進による要援護者情報を地域で支援する地域の支え合いの再構築を通じて、災害発生時の要援護者に対する迅速かつ確実な支援を実現 ・福祉避難所の確保・協定促進 <ul style="list-style-type: none"> 【H22.3-四半期 実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン作成、市町村への配布 【H22.4-四半期 実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所調査結果(2回目)の公表 ・手話、点字等ボランティアの養成 	市町村等			
◆要援護者台帳の整備状況(H22.10現在) 整備済 5市町村 整備中 24市町村						
◆福祉避難所の指定・協定(H22.10現在) 3市町5箇所						
◆土砂災害危険箇所内の要援護者施設への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害等への対応要請(地域福祉政策課) 7/28 ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設の調査 8/4(地域福祉政策課・防災砂防課) ・府内連絡会議の開催(メンバーリング) <ul style="list-style-type: none"> 危機管理部: 危機管理・防災課 就業政策部: 医療政策課 地域福祉部: 福政・高齢・障害・児童・福祉文化生活部: 私学・大学支援課 農業振興部: 農業基盤課 林業振興・環境部: 治山林道課 土木部: 防災砂防課、河川課 教育委員会: 小中学校課、幼保支援課、特別支援教育課 ・対策工施工法実施数148施設(H23.3) ・危険箇所内の要援護者施設及び対策工施工法実施数 ・高齢者施設 (178施設) 40 障害者施設 (83施設) 27 児童福祉施設 (7施設) 0 保健所等 (99施設) 26 幼稚園 (13施設) 1 小学校 (105施設) 25 委託学校 (4施設) 1 保護施設 (2施設) 0 医療施設 (134施設) 27 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害等に対する備えが不十分 ・対策工施工法実施が少ない。施工済みは約22%(148/673) ・土砂災害危険箇所内へ新設される要援護者施設の設置状況が十分に把握できない。(法定外施設等) ・ほとんどの施設が風水害の避難計画未策定 ・防災に対する学習機会が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 【ハード対策】(防災砂防課、農業基盤課、治山林道課) <ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策が必要な箇所の確定 ・今後の事業実施方針の策定 【ソフト対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所内の要援護者施設再調査(更新) ・危険箇所内の災害時要援護者施設の情報共有(府内連絡会議メンバー) ・各施設での災害対応マニュアルの策定支援(地域福祉部3課:高齢・障害・児童) <ul style="list-style-type: none"> ・個別の線で進捗管理を実施 ・施設監査等での策定状況の確認と策定指導(地域福祉部4課:高齢・障害・児童・福祉) ・連絡会議での情報共有と今後の対策協議 ・防災学習会の実施(地域福祉部関係課、防災砂防課) 	社会福祉施設等の要援護者施設・市町村		



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた できなかつたのか)	これから対策 (今後何に取り組むべきか)	対象者 区分 年齢	H21			H22			H23			H24～H30			目指すべき姿	
																		短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)	
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり	介護予防事業の取り組み状況	☆高齢者人口は増加しているが、特定高齢者の割合及び事業への参加者数は減少(国調査平成20年～21年) 高齢者人口215千人→239千人 基本チェックリスト実施率19.4%→19.4% 特定高齢者数3,771人(1.76%)→4,099人(1.72%) 特定高齢者施策事業参加状況502人→477人 ※平成21年度介護予防事業報告によると、平成21年度基本チェック実施率(全国平均)は30.1%、特定高齢者の決定率(全国平均)は2.23%であり、ともに全国平均を下回っている。	①介護予防事業評価・市町村支援委員会の開催	1. 県下的な介護予防事業の実施状況や課題の把握が十分ではなかった。 より効率的な介護予防事業の実施が図られるよう、高齢者保健福祉推進委員会に設けられた介護予防事業評価のための部会を開催 →平成20年度は専門部会を各々1回開催	1. 介護予防の充実	1. 介護予防事業に関する市町村ヒアリングを全県下的に実施し、課題整理を行う。 ※福祉保健所との連携が必要(将来的には福祉保健所が中心に事業整理ができるように)		■地域の課題把握 ○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況課題整理 取りまとめた情報が各市町村にフィードバック、及び福祉保健所ごと(ブロックごと)の課題整理	■住民主体のしくみづくりに向けた課題整理と個別支援 ○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況、課題整理 ⇒6/17～7/2全市民で実施 ・介護予防事業の取り組み状況、課題整理 ⇒6/13～6/23 実施 ツールを活用した支援	■住民主体のしくみづくりに向けた支援 ○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況、課題整理 ⇒6/17～7/2全市民で実施 ・介護予防事業の取り組み状況、課題整理 ⇒6/13～6/23 実施 ツールを活用した支援	介護予防事業の効果を各市町村が認識し、効果的で効率的な事業展開への支援	単に事業をこなすだけではなく、事業評価の仕組みを含めた体制作りの検討	介護予防事業の効果を各市町村が認識し、効果的で効率的な事業展開	保健分野や介護保険分野との連携を図り、一貫したサービス・支援の提供ができる状況への支援	保健分野や介護保険分野との連携を図り、一貫したサービス・支援の提供(介護予防の拠点づくりから地域の支え合いへ)					
(1) 介護予防の推進ー1	☆介護予防特定高齢者施策の取り組みについて、運動器の機能向上プログラムは多くの市町村で取り組まれているが、その他のプログラムはほとんど取り組まれていない(国調査平成20年～21年) 運動器:22市町村→21市町村 栄養改善:1市町村→1市町村 口腔機能:3市町村→3市町村 その他:5市町村→5市町村 ※n=30	②介護予防事業の普及啓発を目的として、平成20年度は介護予防に関するパンフレットを作成し、配布。	2. 地域で継続的に介護予防事業に取り組めるようしくみ作りの検討が必要(事業の効果判定も含めて)	2. 県下で最も取り組まれている運動器の機能向上プログラムを中心に、運動・口腔・栄養の複合的で効果的な介護予防事業の実施に関するしくみ作りの検討を行う ※運動器の機能向上に関する評価検討会	2. 県下で最も取り組まれている運動器の機能向上プログラムを中心に行なう。また、運動・口腔・栄養の複合的で効果的な介護予防事業の実施に関するしくみ作りの検討を行う ※運動器の機能向上に関する評価検討会	■介護予防の推進に関する評価検討会 ・評価検討会の立ち上げ ・モデル市町村の選定 連携先:医師会・高知県リハビリテーション研究会・高知県理学療法士会・高知市	■介護予防の推進に関する評価検討会 ・評価検討会のデータ収集及び効果の分析 ⇒高知市・津野町のデータ収集 ・モデル市町村の選定 連携先:医師会・高知県リハビリテーション研究会・高知県理学療法士会・高知市	■介護予防手帳を活用した普及啓発 ○県老連と連携し、リーダー養成研修を実施 ○民生委員・児童委員活動の場での普及啓発 ■広報番組の制作放送 ○住民が主体となっている取り組みについて、テレビ等を通じて視覚的に紹介 ■効果的な介護予防プログラムの検討 ⇒津野町において複合プログラムの実践 ⇒栄養改善・口腔機能向上検討会の開催(各5回開催)	■介護予防手帳を活用した普及啓発 ○県老連と連携し、リーダー養成研修を参考に、県下各市町村でしくみ作りの検討 ■広報番組の制作放送 ○住民が主導となって取り組みについて、テレビ等を通じて視覚的に紹介 ■効果的な介護予防プログラムの検討 ⇒津野町において複合プログラムの実践 ⇒栄養改善・口腔機能向上検討会の開催(各5回開催)	モデル市町村の取り組みを参考に、県下各市町村でしくみ作りの検討	複合的な介護予防プログラムの実施市町村・20保険者	複合的な介護予防プログラムの実施市町村・30保険者	モデル市町村の取り組みを参考に、県下各市町村でしくみ作り							
	☆介護予防一般高齢者施策(普及啓発事業)については、実施市町村が増えてきている(国調査平成20年～21年) 運動器20市町村→29市町村 栄養改善14市町村→10市町村 口腔機能9市町村→21市町村 閉じこもり3市町村→6市町村 認知症予防11市町村→18市町村 うつ予防実施なし→1市町村 ※n=30 ☆研修参加者(平成22年度) 市町村等:81名 介護サービス従事者:98名	③介護予防事業に関する市町村ヒアリングにより、各市町村ごとの実施状況の把握→平成20年度は10市町村に対してヒアリングを実施	4. 介護予防事業の普及啓発が不十分(県から市町村への情報提供、及び市町村から住民への普及啓発) 特に、運動器以外の取り組みについての普及啓発が課題であるが、国のみニュアルにも明確に方法論が示されていない。	3. 基本チェックリスト実施率、特定高齢者決定率ともに全国平均を下回り、効率的な対象者の把握が出来ていない。また、特定高齢者の事業参加者も少なく(特定高齢者と決定されたもの元気な方が多い)、国の特定高齢者把握事業に課題がある。	4. 運動器以外の取り組みについて、市町村職員・介護予防事業従事者対象に研修会を開催し、介護予防の重要性の認識を高めてもらう。また、先進地事例の紹介等を行い、市町村で取り組めるよう支援する。 ※平成21年度は口腔機能向上をテーマ	■介護予防事業に関する市町村ヒアリングを通じて県下の課題把握 平成21年度市町村ヒアリング結果から、「特定高齢者と決定されても元気な方が多い(判定基準に問題があるのではないか)」「アクセスの問題等で生活機能評価を受診できない人が多い」との意見が多く聞かれる。	■介護予防に関する普及啓発(市町村職員への普及啓発) ・口腔機能向上をテーマに、介護予防事業従事者への研修会を開催 市町村職員対象→高知市で考案された「かみかみ百歳体操」に関する研修(県下4ブロックで開催) 介護予防サービス従事者→高知市・橋多ブロックにて口腔ケアに関する研修会を開催	■介護予防従事者の育成 ○認知症予防に関する研修会⇒8/5開催 23名参加 ○市町村職員:認知症予防に関する研修会⇒9/4実施 47名参加 ・施設職員:口腔機能向上に関する研修会(幅多地区)⇒10/9 56名参加 11/7 42名参加 ・福祉保健所職員対象「介護予防実践講座」○⇒9/8 34名参加 口腔機能向上については、歯科医師会や歯科技工士会等と連携して継続的に開催	■介護予防従事者の育成 ○認知症予防に関する研修会⇒8/5開催 23名参加 ○市町村職員:認知症予防に関する研修会⇒9/4実施 47名参加 ・施設職員:口腔機能向上に関する研修会(幅多地区)⇒10/9 56名参加 11/7 42名参加 ・福祉保健所職員対象「介護予防実践講座」○⇒9/8 34名参加 市町村ヒアリング等を通してニーズを把握し、テーマや内容を決定	県内の市町村が運動器の機能向上プログラムだけではなく、総合的・複合的に介護予防事業に取り組めるよう支援	県下の市町村が運動器の機能向上プログラムだけではなく、総合的・複合的に介護予防事業に取り組めるよう支援									

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿
										短期的な視点(平成24年度末) 中長期的な視点(概ね10年後)
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (1) 介護予防の推進－2	県下の地域包括支援センター設置状況 設置数:34ヶ所(高知市5箇所、中芸広域連合1箇所、その他は市町村ごとに1箇所。うち、5ヶ所が社協委託) ☆高齢者人口・要支援者数ともに増加(国調査平成20年～21年) 高齢者人口215千人→239千人 要支援者数9,721人→1,192人 ☆地域包括支援センター職員数は減少(国調査平成20年～21年) 職員数157.6人→153.9人(非常勤職員含む) (H22.5現在: 65歳以上人口3,000人以上で主任ケアマネ不在 佐川町、宿毛市) ☆介護予防支援(予防給付プラン)については介護報酬単価が低く(1件4120円)、居宅介護支援事業所への委託が困難な状況にある。 →地域包括支援センター職員は介護予防支援(プラン作成)に追われ、包括的支援事業の取り組みが不十分。 平成17年度→52名 平成18年度→初任研修6名、現任研修30名 平成19年度→初任研修15名、現任研修19名 平成20年度→初任研修8名、現任研修16名 平成21年度→初任研修11名、現任研修15名 ②介護予防支援指導者研修 介護予防支援従事者研修における講師として、必要な知識及び技術を習得してもらうことを目的。 →財)長寿社会開発センターに研修を委託。 平成17年度→6名 平成18年度→6名 平成19年度→4名 平成20年度→3名	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿
	2 地域包括支援センターの機能強化 ①地域包括支援センター職員研修(初任・現任) 地域包括支援センターでの業務(予防プランや困難事例への対応等)についての研修に参加することで人材育成を図ることを目的。 →財)長寿社会開発センターに研修を委託。 平成17年度→52名 平成18年度→初任研修6名、現任研修30名 平成19年度→初任研修15名、現任研修19名 平成20年度→初任研修8名、現任研修16名 平成21年度→初任研修11名、現任研修15名 ②介護予防支援指導者研修 介護予防支援従事者研修における講師として、必要な知識及び技術を習得してもらうことを目的。 →財)長寿社会開発センターに研修を委託。 平成17年度→6名 平成18年度→6名 平成19年度→4名 平成20年度→3名	1. 地域包括支援センターの取り組み状況について、現状と課題を整理する。 ※地域ケア担当及び各福祉保健所との連携が必要	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成24年度末) 中長期的な視点(概ね10年後)			
	一方、介護予防支援専従職員を配置し、上記課題を改善している事業所も増えている。 (国調査平成20年～21年) 専従職員を配置している事業所数17ヶ所→24ヶ所	2. 研修受講者のフォローアップの機会がなく、研修参加がどのようにスキルアップにつながった等の把握ができていない。	2. 研修の開催方法について、外部委託だけではなく、地域包括支援センターのニーズに応じた研修企画の検討。	H22	H23	H24～H30	地域包括支援センターが地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの拠点としての位置づけの明確化			
	☆包括的支援事業の取り組み状況(国調査平成20年～21年) 包括的支援事業・任意事業費(平成20年度～21年度) 178,981,705円→165,551,217円 総合相談件数27,278件→34,898件(うち、平成21年度権利擁護に関する相談は1,893件) 処遇困難事例への支援(国調査平成21年度実績) 25市町村で696回開催 研修会の開催(国調査平成21年度実績) 22市町村で164回開催 ケアマネジメント支援(国調査平成21年度実績) 18市町村で601回開催 地域包括支援センターが抱える連携課題(国調査平成21年度実績) 医療機関との連携課題あり →25市町村 地域のインフォーマルサービスとの連携課題あり→22市町村	③介護予防支援従事者研修 地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に研修会を実施。 平成17年度→362名 平成18年度→226名 平成19年度→53名 平成20年度→98名 平成21年度→85名	3. 主任介護支援専門員研修や介護支援専門員実務者研修等の他の研修事業との連携が図れていない。 ※介護人材担当との連携が必要	H23	H24～H30	地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの拠点としての位置づけの明確化				
	●介護予防従事者等研修事業費(地域包括職員・介護予防支援研修会議会議費) H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●地域包括支援センター研修会議 H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●介護予防従事者等研修事業費(ケアマネジメントリーダー養成研修) H22～24 ☆一貫した研修・人材育成体制の確立に向けた取組み ・機能発揮のための研修の実施	●介護予防従事者等研修事業費(地域包括職員・介護予防支援研修会議会議費) H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●地域包括支援センター研修会議 H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●介護予防従事者等研修事業費(ケアマネジメントリーダー養成研修) H22～24 ☆一貫した研修・人材育成体制の確立に向けた取組み ・機能発揮のための研修の実施	●介護予防従事者等研修事業費(地域包括職員・介護予防支援研修会議会議費) H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●地域包括支援センター研修会議 H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●介護予防従事者等研修事業費(ケアマネジメントリーダー養成研修) H22～24 ☆一貫した研修・人材育成体制の確立に向けた取組み ・機能発揮のための研修の実施	●介護予防従事者等研修事業費(地域包括職員・介護予防支援研修会議会議費) H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●地域包括支援センター研修会議 H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●介護予防従事者等研修事業費(ケアマネジメントリーダー養成研修) H22～24 ☆一貫した研修・人材育成体制の確立に向けた取組み ・機能発揮のための研修の実施	●介護予防従事者等研修事業費(地域包括職員・介護予防支援研修会議会議費) H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●地域包括支援センター研修会議 H23予算:499千円 ☆職員に対する研修の体系化・より専門的で効果的な研修の実施を協議する。→第1回(5/30)第2回(6/30) ●介護予防従事者等研修事業費(ケアマネジメントリーダー養成研修) H22～24 ☆一貫した研修・人材育成体制の確立に向けた取組み ・機能発揮のための研修の実施					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
										短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2) 生きがいづくりと在宅生活の支援	<p>・高知県の高齢化率は全国平均より先行している。高知県 27.8% / 全国 22.1% ・回帰の世代が大量退職の時期を迎える。この世代は多様な価値観を持つ「新」高齢者であるため、柔軟な事業展開で、生きがいづくりを支援していく必要がある。</p> <p>●各参加者数の推移 (H19～H20～H21) 1. ご当地シニアスポーツ交流大会の開催 (1,146名→1,176名→1,132名) 2. ねんりんピックへの選手派遣 (1,23名→97名→1,26名) 3. シニア健康づくりリーダー講習会開催 (3,72名→514名→1,96名) 4. オールドパワー文化祭の開催 (出品数4,95点→4,80点→5,33点) (来場者数4,994名→4,805名→4,892名) 5. 高齢者情報誌「玉手箱」の発行 (発行部数 毎年5,000部×4回) 6. シルバー介護士活動支援事業 (総会75名→72名→53名) (研修55名→97名→77名) 7. 各種団体との連携・協力による生きがいと健康づくり支援事業</p> <p>・高齢者の生きがいづくりや活動状況の多様化により、老人クラブの組織加入率低下傾向は進んでいる。 ・老人クラブの組織率は低下しているものの、県下では最大の高齢者の組織である。</p> <p>●組織について (H21年度～H22年度) ・加入率(18.7%→17.0%) ・市町村老連数(32老連→31老連) ・クラブ数(824クラブ→785クラブ) ・会員数(31,954名→30,368名)</p> <p>(参考: S52年 / 全盛期) ・加入率 4.9% ・クラブ数 1,141クラブ ・会員数 6,820名</p>	<p>●高齢者の生きがい・健康新づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4の事業への参加人数の拡大による生きがいづくりの促進 ・1～5の事業を実施するための見直しができないこと ・企業の参加者が高知市内、近郊に偏る傾向にある。 ・事業のマンネリ化 ・参加者の固定化、高齢化 <p>●各参加者数の推移 (H19～H20～H21) 1. ご当地シニアスポーツ交流大会の開催 (1,146名→1,176名→1,132名) 2. ねんりんピックへの選手派遣 (1,23名→97名→1,26名) 3. シニア健康づくりリーダー講習会開催 (3,72名→514名→1,96名) 4. オールドパワー文化祭の開催 (出品数4,95点→4,80点→5,33点) (来場者数4,994名→4,805名→4,892名) 5. 高齢者情報誌「玉手箱」の発行 (発行部数 毎年5,000部×4回) 6. シルバー介護士活動支援事業 (総会75名→72名→53名) (研修55名→97名→77名) 7. 各種団体との連携・協力による生きがいと健康づくり支援事業</p> <p>・高齢者の生きがいづくりや活動状況の多様化により、老人クラブの組織加入率低下傾向は進んでいる。 ・老人クラブの組織率は低下しているものの、県下では最大の高齢者の組織である。</p> <p>●組織について (H21年度～H22年度) ・加入率(18.7%→17.0%) ・市町村老連数(32老連→31老連) ・クラブ数(824クラブ→785クラブ) ・会員数(31,954名→30,368名)</p> <p>(参考: S52年 / 全盛期) ・加入率 4.9% ・クラブ数 1,141クラブ ・会員数 6,820名</p>	<p>・これから事業の対象となる「新」高齢者」のニーズに対応するための見直しができないこと</p> <p>・事業の参加者が高知市内、近郊に偏る傾向にある。</p> <p>・事業の活性化、効率化</p> <p>→企画から参加して、各自の力を発揮してもらう等「新」高齢者の今までの経験を活用する。</p> <p>・どの地域に住んでいても、事業に関わることのできる環境の構築</p> <p>・平成25年のねんりんピック高知県開催に向けた、事業参加人口の拡大</p> <p>・ねんりんピックに向けての社会福祉協議会との連携の強化</p> <p>・高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で生活を送ることを介護予防につなげ、地域の活性化、健康長寿を目指す。</p> <p>県の方針 2013年開催のねんりんピックに向けて、取組を盛り上げていく。</p>	<p>・おおむね60歳以上</p>	<p>・参加者の拡大を目標に、事業を見直しながら実施 ねんりんピック、「新」高齢者対策を視野に入れ、各事業の内容を練り直し</p> <p>⇒6/18 県社協 地域・いきがい課担当者との協議 ・実務者レベルの協議の場を持つ</p> <p>・生きがい健康づくり推進協議会、生きがいクリネットワーク会議の活性化</p> <p>・県社協が行う健康と生きがいづくり事業への支援の趣旨</p> <p>・県社協による「シニア世代における実態調査」の実施</p> <p>・シルバー介護士事業の見直し</p> <p>・シニア健康づくりリーダー講習会の見直し</p> <p>・こうちシニアスポーツ交流会 2回目増</p> <p>・先端県調査などねんりんピック大会に向けての準備の実施</p> <p>新ねんりんピック大会基本構想策定(全国健顕協議会準備事務費) H22予算: 3,076千円 H23予算: 17,626千円</p> <p>基本構想策定委員会により 基本方針策定(全5回開催) ・基本方針、テーマ、会期、競技種目、会場地市町村</p> <p>○準備組織体制の充実 ・県実行委員会の設置 ・大会委員会、専任委員会、関係団体との協力体制の確立 ・市町村・競技団体等合同連絡会議 ○広報活動 ・キャラバン隊・HPによる広報</p> <p>・応援・歓迎など、児童・生徒も含めた県民参加による大会のバックアップ</p>	<p>・県老連を通じ、市町村老連の事業のあり方や実施方法などの見直しを行う。</p> <p>・市町村担当者の意識改革(説明会の実施など)</p> <p>・地域住民から「見える活動」=地域支え合い事業の強化</p> <p>・県老連の組織に加入していない市町村老連に對して、加入の掛けかけを行う。</p> <p>・市町村担当者の意識改革(説明会の実施など)</p> <p>・県内最大高齢者組織として、各種意見集約や介護予防事業推進の核となるよう誘導</p> <p>老人クラブ活動への援助 (老人クラブ活動育成事業費) H22予算: 50,534千円 H23予算: 50,617千円 ・健康づくり・介護予防事業として、介護予防リーダーの育成と仕組みづくりの実践活動の推進を行う。 →ブロック別研修会に講師として参加(5/11中央西: 80名、5/12安芸: 130名、6/3中央東: 85名、6/28播磨多賀: 118名、6/29須崎: 82名)合計595名</p> <p>ねんりんピック開催後も連携を取り事業を進めていくための関係づくり</p>	<p>・応援・歓迎など、児童・生徒も含めた県民参加による大会のバックアップ</p> <p>・県老連未加入市町村老連の加入促進 ・県老連の新公益法人移行に伴う体制の整備 ・新たな生きがいづくり事業の考察、組織率の向上を模索 ・ねんりんピック開催にむけて連携の強化 ・ねんりんピック県老連主催事業の実施</p> <p>・県老連未加入市町村老連の加入促進 ・県老連の新公益法人移行に伴う体制の整備 ・新たな生きがいづくり事業の考察、組織率の向上を模索 ・ねんりんピック開催にむけて連携の強化 ・ねんりんピック県老連主催事業の実施</p>	<p>平成25年度ねんりんピック高知県開催</p>	<p>・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持つ暮らしでいける社会の構築</p> <p>・介護予防事業の観点もふまえた生きがいづくりの構築</p> <p>・世代を超えた交流の場の整備の促進</p> <p>・団塊の世代が高齢者となる時期に対応した生きがいづくり事業の構築</p> <p>・生きがいづくり活動への参加促進のための幅広い情報提供</p> <p>大会運営に携わった県民が、それぞれの地域で様々な活動に引き続き取り組んでいき、活性化につなげていく</p>		
2 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2) 生きがいづくりと在宅生活の支援	<p>・高齢者のいる世帯の持家率は、全国平均を上回る。(平成17年国勢調査) 全国62.1% 高知県63.2% ・平成19年度の県民世論調査では、「高齢になって介護が必要になった場合、住まいはどうのうにしたいか」の問い合わせに対して「現在の住宅を改造して住みやすくする」が26.3%で、最も高かった。</p> <p>・都部では昔ながらの家が多く、風呂トイレが別棟、台所が土間など、バリアフリー化にかなりの経費を要する。</p> <p>・介護保険制度の住宅改修は、金額的にも工事内容的にも制約が多く、ニーズに応えることが困難。</p> <p>・公民館や地域の集会所は建物自体が古くバリアフリー化されていない所が多い。</p>	<p>●高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進</p> <p>【住宅等改修支援】 補助先: 市町村 (中核市を除く)</p> <p>補助対象事業:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1～2、要介護1～5のいずれかと認定された方が居住する建築物の改修や改修を行う場合 2. 地域ぐる総合的な在宅生活支援等に必要な建築物の改修や改修を行う場合 <p>住み慣れた地域で安心して生活を送るために支援するための支援 ・平成18年度 21,352千円 28市町村 82件 ・平成19年度 22,215千円 25市町村 88件 ・平成20年度 15,802千円 18市町村 63件 ・平成21年度 16,974千円 22市町村 65件 ・平成22年度 17,151千円 20市町村 66件</p>	<p>・在宅生活支援の基礎となる事業なので、今後も維持していく。</p> <p>・市町村が事業を実施しない理由を把握し、事業実施の方向へのサポートを行う。</p> <p>・市町村の住宅改修担当者と生きがいづくりの事業にかかわる部署との連携。</p> <p>・市町村担当者、包括支援センター、ケアマネと対象とした、専門家による住宅改修の研修会の実施や、個別相談に対応できる環境の整備</p>	<p>・介護保険制度 要支援1～2 要介護1～5</p>	<p>・事業を実施していない市町村に對して、実施を働きかける。</p> <p>・研修会の実施 ⇒H22 予算: 土佐清水市、佐川町 H21 未実施のうち室戸市、土佐市、仁淀川町、皆原町、黒潮町で申請あり</p> <p>・住宅等改修支援事業をより効果的に実施するための、アドバイザー派遣事業の検討</p> <p>高齢者が安心して生活できるよう住宅改修の補助(高齢者生きがい対策費: 住宅等改修支援事業費) H22予算: 23,450千円 H22予算: 572千円</p> <p>・必要に応じて、事業実施基準を見直す。</p> <p>⇒土佐市、中土佐町、室戸市、黒潮町、大月町(2回)実施</p>	<p>・在宅の要介護者等が身体状況に応じて安全かつ利便性に優れた改修・改修補助を継続して実施</p> <p>・利用者にとって有益な事業となるよう所持条件、補助対象工事などを適宜見直す。</p> <p>・各市町村や要介護者への事業の周知の継続</p> <p>福祉住環境コーディネーター等を派遣し、身体状況に合わせた効果的な住宅改修の方法についてアドバイスをいただく。</p> <p>H23予算: 589千円</p>	<p>・在宅介護に配慮し、住宅の改修について補助を行い自宅での生活に不安のある高齢者などが、安心して生活できる環境の創出。</p> <p>・要介護者等が居住する住宅を身体の状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修・改修・要介護者の負担軽減を図り、要介護者の福祉の増進を図る。</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかつたか)	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末) 中長期的な視点(概ね10年先)
2 介護が必要になつても安心して暮らせる地域づくり (1) 地域ケア体制の整備	<p>○H18県民世論調査 介護が必要になつても約6割の方が自宅や住まいでの生活したいと答えている。</p> <p>○住民座談会では、元気なうちは先のことがイメージできない、考えないようにしているといった意見がある。</p> <p>※H19県民世論調査 地域や住まいで安心安全に生活するためには必要なことは? ↓ 「入院から退院、在宅での療養まで医療や介護従事者が連携して対応すること。」との回答が最も多い。</p> <p>○認知症高齢者数 ⇒H23年26千人(H19年23千人)と増加する見込み。</p> <p>○施設系サービスをできる限り一人暮らしの重度の高齢者などを中心に提供すると、在宅サービスへのニーズが上昇する見込み。特に要介護1の方のニーズは、2.3倍の見込み。</p> <p>○介護者の入院等による緊急受入申込みに対して、断った件数が149件に上っている。</p> <p>○見守りが必要と思われる方 ⇒H47年12千人を超える見込み(H17年約8.6千人の1.4倍)</p> <p>○介護保険の適用がある在宅医療的なサービス(居宅療養管理指導、訪問看護など)はH47にはH17の約2倍のニーズが生じると見込まれる。</p>	<p>○地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体の地域での取り組みに対する補助金の創設。 ・H20=11団体12事業 ・H21=H20から継続 10団体11事業 H21新規 5団体6事業 ・H22=H21から継続 4団体4事業 H22新規 5団体5事業</p> <p>○地域ケア体制整備フォローアップ会議の開催 ・H20=1回 ・H21=3回 ・H22=2回</p> <p>○地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及・啓発 ・H20=シンポジウムの開催、各種団体の総会、勉強会への参加 ・H21=住民座談会の開催(各福祉保健所で実施) ・H22=シンポジウム、住民座談会の開催(各福祉保健所で実施)</p> <p>○認知症キャラバン・メイトの養成(H20～)</p>	<p>○療養病床数が全国一多く、施設への依存度が高い。 (介護保険施設合計も全国7位)</p> <p>○地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、業務に追われ、包括的・継続的ケアマネジメント(住み慣れた地域で暮らすことができるよう多職種や施設、地域の関係機関との連携等)が十分ではない。</p> <p>○ケアマネジャーは、医師の数が多いと感じてあり、高齢者の状態等に関する相談がしにくい。</p> <p>○必要としている介護サービスを組みたいが、事業所が市町村内にないなどによりサービスが組めない地域がある。</p> <p>○中山間地域に不足しているサービスを提供する事業者(社協含む)への赤字補てん補助や制度改正の要望。</p> <p>○地域医療再生計画で実施される在宅関係事業(薬剤師会、看護協会等)との連携。</p> <p>○高齢者が地域で安心して暮らせるよう緊急時にも対応できる体制をつくり、在宅生活の不安解消を図る。</p> <p>○ショートステイの空床状況を見ると、空床が点在しており、1週間といった一定期間の利用ができない。</p>	<p>○地域ケア体制整備補助金を活用した事業の継続実施や、他の地域・市町村での取り組みとなるようつなげていく。</p> <p>○住民座談会を通して県民意識の高揚と見守り体制の構築などの支え合いの仕組みづくりにつなげていく。</p> <p>○地域包括支援センターの機能向上のための研修会の開催や関係機関との協議等によるサポートを行う。</p> <p>○在宅での生活を支える医療、介護の多職種連携や、地域住民による支え合いのしくみづくりを支援していく。</p> <p>○中山間地域に不足しているサービスを提供する事業者(社協含む)への赤字補てん補助や制度改正の要望。</p> <p>○ショートステイの空床状況を見ると、空床が点在しており、1週間といった一定期間の利用ができない。</p>	<p>高齢者とその家族</p>	<p>【H23予算】6,000千円</p> <p>在宅での生活支援体制の構築に向けて、短期的な取組に関する先駆的・モデル的な事業の推進</p> <p>『短期的な取組=6つの柱を重点的に実施』</p> <p>①在宅医療の充実・強化 ②在宅介護の充実・強化 ③在宅医療と在宅介護の連携強化 ④高齢者の日常生活を支える仕組みづくり ⑤高齢者の住まいの確保 ⑥認知症対策の充実</p> <p>高齢者居住安定化計画、高齢者保健福祉計画との一体的推進</p> <p>【取り組み例】</p> <ul style="list-style-type: none"> -地域リハビリテーション連絡票を活用した在宅復帰の事例検討(医療・施設等の連携) (安芸郡医師会、土佐長岡郡医師会、須崎市、高岡郡医師会など) <p>市町村が主体となり、地域の高齢者の集う会等へ出向き連絡票を一人ひとりが記載・保管する取り組みの実施。</p> <p>今後、各市町村での取り組みへと繋げていよい。</p> <p>【H22申請】9件 (23年7月末現在)</p> <p>【H23申請】5件 (23年7月末現在)</p> <p>県民への啓発、意識改革 ⇒ シンポジウム、住民座談会の開催</p> <p>シングルーム開催(中央東管内)</p> <p>自分たちが住み慣れた自宅や住まいでの暮らし方(理想)、地域の現状はどうか?一人ひとりの力を合わせて出来ることは?を住民と一緒に考える機会として実施。 ※各福祉保健所ごとに開催。</p> <p>認知症キャラバン・メイトの養成 (キャラバン・メイトのフォローアップも含む)</p> <p>実施主体を市町村等 へバトンタッチ</p> <p>認知症サポーターの養成(市町村等が主体となり実施)</p> <p>緊急用ショートステイ体制づくり</p> <p>【H23予算】26,067千円</p> <p>在宅での介護者の「もしも」に備え、 ・緊急用ショートステイ受入に向けた相談・紹介を行う窓口の設置 ・特別養護老人ホームのショートステイ用ベッドを緊急用として確保</p> <p>22年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急ショートステイ体制づくり協議会設立(4月21日) ○緊急ショートステイペド保証可能な特養の意向調査、選定 ○緊急ショートステイ相談窓口の募集(～6月28日)、審査(7月21日) ○ケアマネへの事業説明実施(7月12日、15日) ○緊急用ショートステイペドの確保事業開始(8月1日 14施設17床) ○相談窓口の開設(契約9月7日 開設10月1日) ○居宅介護支援事業所等への緊急用ショートステイに関するアンケート調査(11月) <p>22年度利用者89名、利用日数569日</p> <p>訪問看護支援事業 【H23予算】3,952千円</p> <p>【H22実施、地域医療再生計画】</p> <p>訪問看護支援事業の実施予定(国費)</p> <p>関連する取り組み</p> <p>◆あつたかふれあいセンター、認知症高齢者支援事業(コールセンターの設置、認知症サポート医の養成など)など</p> <p>訪問看護サービスの必要な人に必要な訪問看護を提供できる体制を整備し、在宅療養環境を充実していく。</p> <p>【事業例】(注)今後、事業内容を要検討。 ・コールセンター支援事業(利用者、ケアマネジャー等からの相談内容に応じ、訪問看護ステーションへ連絡)</p> <p>22年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護相談窓口の設置(4月1日) ○市町村への広報資料提供(6月3日) ○ケアマネへの資料配付(7月12日、15日) ○県政出前講座での資料配付(10月15日) <p>22年度実績:相談件数85件 コンサルテーション回数14回</p>	<p>【中長期的な視点】</p> <p>地域ケア体制の整備(H47年に向けて) 高齢者が医療や介護を必要な状態になつても、可能な限り住み慣れた自宅や住まいで、個人として尊厳を保ち、生きがいを持ってその人らしい生活ができるような体制を構築されている。</p> <p>◆様々な選択肢の医療や介護のサービスがあり、本人や家族の希望に応じて、お互いに不安や負担を感じることなく最後まで自宅や住まいで自分らしく生活ができる。</p> <p>◆いつまでも地域での生活者として暮らせるように、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場が十分に確保されている。</p> <p>◆医療や介護の関係者、県、市町村だけではなく、地域の様々な人々が手をつなぎ連携して高齢者の暮らしを日常的に支えている。</p>			
										<p>【短期的な視点】</p> <p>◆地域での生活支援体制の構築</p> <p>①在宅医療の充実強化 ・在宅医療支援診療所の届出促進 ・訪問看護ステーションの充実・強化 ・医療機関、訪問看護ステーションなどのネットワーク化</p> <p>②在宅介護の充実強化 ・地域の在宅高齢者を支える拠点として老人保健施設や特別養護老人ホームの機能の充実 ・高齢者の様々なニーズに対応できる在宅介護サービスの充実</p> <p>③在宅医療と在宅介護の連携強化 ・ケアカンファレンス体制の確立 ・地域リハビリテーション連絡票の活用促進 ・地域包括支援センターの機能強化</p> <p>④高齢者の日常生活を支える仕組みづくり ・社協、民生委員・児童委員等による見守り活動の強化</p> <p>⑤高齢者の住まいの確保 ・地域のニーズに即した多様な住まいの整備</p> <p>⑥認知症対策の充実 ・認知症に対する正しい知識の普及と啓発など</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿			
							H21	H22	H23	H24～H30
	<ul style="list-style-type: none"> ・療養病床転換推進計画に基づく療養病床の円滑な再編成の推進 ▶ 入院患者の医療や介護の必要性に即した施設への転換を促進する。 ▶ 住み慣れた自宅や地域で暮らしたいという県民の希望にできる限り応える。 <p>65歳以上人口当たり療養病床数は、全国最多</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○療養病床数(H23.3月現在) 医療療養 4,019床 介護療養 2,428床 計 6,447床 ○国への提案・要望 ・介護療養病床からの転換なし。 転換済み(医療療養病床から介護老人保健施設へ転換) ・療養病床の転換意向状況(平成22年4月時点)では、未定・検討中の病床数は38.9% 未定・検討中の病床割合 ⇒医療療養25.7% 介護療養60.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ○療養病床の再編に向けた医療機関との意見交換、個別面談等 ○H24年度の介護報酬、診療報酬の同時改定の動向が気になる。 ⇒H21年度の介護報酬改定で介護療養と介護療養型老人の報酬差は小さくなっているが、依然、介護療養の方が高い状況にある。 ○特別養護老人ホームへの転換については、社会福祉法人でなければ設置できないため、社会福祉法人立ち上げをする医療機関は、時間的余裕がない。 ○介護療養病床を特別養護老人ホームへの転換を促進するため補助金の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ○療養病床再編に関する国の動向を注視し、情報収集を行う。また、入手した情報を医療機関、福祉保健所、市町村へ提供していく。 <p>【転換計画の見直しとなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> -H18年10月の医療機関アンケート(入院患者の状態にふさわしい施設)の結果をもとに介護療養病床の必要数を再度検討。 →課題: 医療機関のヒアリングの際に、患者の介護度は上がっているという声があり、同じ%でよいのか要検討。 →しかし、再度、同様のアンケートを実施した場合は、患者の状態以外の面での回答があると予想される。 <p>【県の方針】</p> <p>国の方針変更があった場合も、高齢者個々の状態にふさわしい施設へ医療機関の自主的転換を支援する。</p>	<p>県を本拠とする医療機関及び市町村</p>	<p>【転換の促進・転換支援の実施 → 今後の動向を注視!】</p> <p>【H23予算】 148,700千円</p> <p>▶ 医療機関への転換意向調査(H21年6月1日及びH22年1月31日現在)</p> <p>▶ 転換施設種別が未定・検討中の医療機関との個別面談(22機関と実施済) ⇒H21年度は中断</p> <p>※転換意向調査結果概要(H22.4末現在) ・未定・検討中の病床: 38.9%</p> <p>・未定・検討中の病床割合: (医療療養) 25.7% (介護療養) 60.6%</p> <p>【(国)患者等の実態調査を実施】 介護療養病床では医療度の低い患者の占める割合が医療療養病床よりも高く、介護能分担が進みつつある。 介護療養病床において、今後の適切な医療機関として介護療養病床を選択した割合は57.5%、介護施設や自宅を選択した割合は32.3%である。</p> <p>【(国の考え方)】 介護療養病床の平成23年度末の転換期限は6年間延長(閣議決定)</p> <p>介護療養病床の転換期限を平成30年3月31日に延期するとして、介護保険法が改正された(6/15)。</p> <p>医療機関の転換意向の把握</p> <p>個別相談の実施 (国の転換支援策が明確になり次第)</p> <p>療養病床転換に関する国の動向の情報収集及び提供</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何を取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたか、できなかつたのか)	これからの対策 このからの対策	対象者 区分 年齢	H21			H22			H23			H24～H30			目指すべき姿					
							H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)												
(1)地域で支え合う仕組みづくり	中山間地域における介護サービス等の確保対策	高知県の老人人口比率は、県全体で28.2%だが、町村部では36.4%にも達しており、地域での支え合いも限界。 (H23.4末 住民基本台帳) サービス提供の民間参入が十分でない市町村では、社会福祉協議会がサービスの提供を担っているが、平成19年度に介護保険サービスを実施した25社協のうち約2割の19社協が赤字。 住み慣れた地域で暮らしても、必要とするサービスが受けられないため、域外の施設の利用や都市部へ転出せざるを得ない。 	中山間地域介護サービス等あり方研究事業 (日本福祉大学との共同研究) ○日本福祉大学と共同して、介護サービスや福祉ニーズの調査を実施。 調査対象:大豊町、土佐町、日高村、仁淀川町 ○市町村社協の事業活動の実態把握のため、現地調査を行うとともに、経費、移動時間等の調査を行った。 ○市町村、県社協、市町村社協、福祉関係機関と、中山間地域での課題について整理を行うとともに、介護保険と地域福祉の連携や生活支援等の方法について協議を行った。 ○介護保険サービスと地域福祉を総合的・一体的に提供していくための人材養成へ向け、研修、意見交換等を行った。 ○全保険者において、介護給付実績調査を実施し、それぞれの特徴を分析、検討を行った。	介護保険を実施している市町村社協の介護サービス提供時の移動時間等について調査を行ったが、記録が整理されていなかったり、つけられていなかったことから、詳細な分析ができなかった。 市町村の財政悪化により住民の福祉ニーズに対する施策の実施が困難。 道路事情等が悪く、夜間の対応や重度の在宅介護者を支えるしくみづくりが困難。 少子化、若年層の流出により、高齢化が進み、介護従事者の確保が困難。 中山間地域に基づく高齢者の介護サービスへのニーズは都市部と同様にあると考えられるが、利用者密度が希薄なうえ、移動コストがかかり、介護サービス事業者の人員基準等が同一であることから、採算性が悪く、必要とするサービス事業者が参入しにくい。	県独自で、中山間地域の介護サービスを支える事業者に対する支援策を創設。 今後、中山間地域であっても、必要な介護サービスが十分に行き届くよう、事業を実施していく。 中山間地域での介護サービスを維持継続していくために、サービスを支える事業者に対して、県独自の支援策の実施効果を踏まえ、国に提案していく。 国への提案や制度の修正等のため、定期的な事業の実績把握や事業者からの意見をもとに、課題検証を行っていく。 ○事業の効果をあげるための対策 ・市町村に対する事業の必要性の理解促進 ・補助対象となる事業者へ、遠距離地域での十分なサービス確保の働きかけ	中山間地域の高齢者、家族介護者、介護・福祉サービスを行う事業者	中山間地域における施設・在宅ケアバランスの変化と在宅維持のソフト面の支援のあり方の検討(給付データ時系列分析、家族介護者ニーズ調査) 中山間の生活様式に応じた支援方法の検討(ひとり暮らし高齢者ニーズ調査、社協員研修会) 中山間地域における介護サービスの提供の確保と安定的な経営方法の検討(社協の赤字構造の分析、地域ケア会議等でニーズ調査結果をフィードバック) 中山間地域介護サービスあり方研究事業報告会実施(調査研究結果について各社協等へ周知、課題解決の方向性について有識者との意見交換等)	H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ要望 県独自の支援策検討: ○中山間地域における介護サービスの現状把握のため、調査実施(6月～9月) 調査内容: ・訪問、通所サービスの提供状況、課題 ・介護職員の雇用状況 調査方法: ・中山間地域の7市町村の訪問介護6事業所、通所介護8事業所にアンケート、ヒアリング等を実施 ○4月12日 当初予算上市町村への説明、意見交換実施 ○4月20日 全市町村に対して事業説明実施 ・事業所所在市町村との検討会実施(6月～10月) サービス確保のための支援策とりまとめ(10月)	市町村の対応状況: (対象:28市町村) ○当初予算で実施:8市町村 ○6月補正対応:5市町村 ○9月補正検討:2市町村 ○他、実施検討中 事業実施に向けたフォロー: ○年度末～4月当初 県補助要綱発出 市町村要綱参考案の提示、個別支援 ○4月12日 当初予算上市町村への説明、意見交換実施 ○4月20日 全市町村に対して事業説明実施 中山間地域における介護サービス確保のための支援事業(補助金)実施 (8～9月) 事業実施状況の確認 効果検証、課題抽出 県独自の中山間地域での介護サービスの維持継続のための支援策を検討し、予算化 実績を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ提案 【研究成果等の反映】 高齢者保健福祉計画(県、市町村)への反映 ・中山間地域の未充足ニーズ(介護、生活支援、住まい、移動手段など)対策の検討 【一体的な取り組み】 地域ケア体制整備構想への反映 ・中山間地域における保健・医療・福祉を継続していく仕組みづくりの推進															中山間地域においても、高齢者が必要なサービスを受けられるしくみの充実、確保のための制度の整備。 中山間地域における介護、福祉サービス制度が確立し、住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らしていくけるしくみの構築

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 （今まで何に取り組んできたか）	課題 （今までなぜ上手く進まなかつたのか）	これからの対策 （今までなぜ上手く進まなかつたのか）	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿
									短期的な視点(平成23年度末) 中長期的な視点(概ね10年先)	
2 介護が必要になつても安心して暮らせる地域づくり (2) 施設サービスの充実	<p>◆県内特別養護老人ホームの待機者 H22年11月末で、3,047人（うち在宅555人）</p> <p>◆県内の介護3施設の整備状況 介護療養型医療施設が全国一の反面、他の2施設は全国で下位と、アンバランスな状況 特別養護老人ホーム全国35位 介護老人保健施設 全国44位 介護療養型医療施設全国 1位 (平成22年3月末現在)</p> <p>◆個室ユニット型特養の整備状況 整備率 9.6%（平成21年度）</p> <p>◆介護コストへのねり返り ◇一人当たりのサービス費 全体 209.0千円（全国 2位） 居宅 121.3千円（全国 16位） 施設 318.1千円（全国 1位）</p>	<p>1 介護サービスの充実・確保</p> <p>高知県高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画の着実な推進</p>	<p>●特養入所待機者の解消 ◆介護基盤緊急整備事業費補助金</p> <p>●バランスの取れた施設整備 ◇個人個人の状態に相応しい施設サービスの提供 ◇地域の実情に応じた施設整備</p> <p>●施設の居住環境の向上 ◇個室・ユニット化の推進 ◇スプリンクラー等防火安全設備の整備</p>	<p>・小規模特別養護老人ホーム 2カ所 ・小規模ケアハウス 2カ所 ・認知症グループホーム12カ所 ・小規模多機能型 22カ所 ・介護予防拠点施設 2カ所 ・認知症対応デイサービス11カ所</p> <p>◆22年度末実績 ・小規模特養 1カ所 ・小規模ケアハウス 1カ所 ・認知症GH 10カ所 ・小規模多機能型 2カ所 ・介護予防拠点施設 2カ所</p> <p>・特別養護老人ホーム 1カ所 ・小規模多機能型 11カ所 ・有料老人ホーム 7カ所 ・老人保健施設 2カ所</p> <p>◆22年度末実績 ・特養 1カ所 ・小規模多機能型 3カ所 ・有料老人ホーム 4カ所 ・老人保健施設 1カ所</p> <p>・スプリンクラー 24カ所 ・自動火災報知設備 17カ所 ・消防機関通報設備 9カ所</p>	<p>H21</p> <p>H22</p> <p>H23</p> <p>H24～H30</p>	<p>高知県高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画の着実な推進</p> <p>・市町村第5期介護保険事業計画の策定を支援</p>	<p>・県内どこに住んでも必要な介護サービスが受けられる。 ・在宅でも施設でも状態に応じた質の高いサービスが受けられる。</p>			
										設置義務のある全施設がSPを設置する。
										全ての認知症グループホームにSPを設置する。

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿
										短期的な視点(平成23年度末)
事業名										中長期的な視点(概ね10年先) 増大する福祉・介護ニーズ に対応できる質の高い人材 の安定的な確保。

2 介護が必要になつても安心して暮らせる地域づくり

(3) 介護サービスの充実と向上

- ◆少子高齢化に伴い、福祉・介護を支える人材の確保が緊急の課題。
- ◆介護福祉士等の資格を取得しながら、介護・福祉分野で働いていない者が多数存在する。
- ◆養成校での定員割れにより、若い人材の参入が減少している。
※H22定員充足率64.4%
- ◆介護の分野の仕事は、きつく、収入も少ないといったネガティブなイメージが先行している。

- ◆介護の仕事に関心のある人を対象とした取組
- ・進路選択学生等支援事業、養成校に配置された専門員が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の内容や魅力を伝える。

- ◆県民への意識啓発
- 関係機関が連携して、啓発を行うため、21年度に福祉・介護人材確保推進協議会を立ち上げ。

これまでの取組
(今まで何に取り組んできたか)

これまでの取組
(今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)

これからの対策
(今までなぜ上手く進まなかった、できなかつたのか)

対象者
区分 年齢

H21

H22

H23

H24～H30

- ◆事業者を対象とした取組
- ・複数事業所連携事業 県社協にコーディネーターを配置するとともに、複数事業所が共同で行うキャリアアップのための研修等に対して補助を行う。
- ・福祉介護人材マッチング支援事業 県社協に支援専門員を配置し、職場の開拓や事業所と求職者とのマッチングを行う。

- ◆従事者を対象とした取組
- ・21年4月介護報酬のアップ

- ・一定の待遇改善が図られたが、充分ではない。

- ・職員のモチベーションを上げるため、キャリアアップを支援する研修などの取り組みが必要

- ・職員が外部研修等に出やすい環境作りの支援が必要

- ・福祉・介護の仕事のイメージアップ対策の実施

- ・早期離職を防ぐため、就職希望者にあらかじめ職場体験を行う機会の提供が必要

- ・職場体験事業の拡充

- ・福祉・介護の仕事に興味ある者への職場体験の場を拡充する。

- ・県社会福祉協議会に配置された、キャリア支援専門員が、県内の高校の就職アドバイザーに福祉・介護の仕事を説明するとともに、高校生に職場体験事業の参加を勧める。

- ・関係機関が連携した取組

- ・県民向けの啓発事業の実施

- ・福祉・介護人材確保推進協議会の定期的な開催

- ・県民に仕事の内容や魅力を伝えるための啓発事業を行っていく。

- ・複数事業所連携事業
- 1ユニット(H21)→73ユニット(H22)→10ユニット(H23)
- H22 42ユニットが事業実施 研修参加者数:1,388人(延べ)
- H23予算額:9,297千円
- 社会福祉協議会と委託契約(H23/4/1)
- 2ユニットに対し交付決定(H23/7/5)

- ・福祉介護人材マッチング支援事業
- アドバイザー 1名(H21)→3名(H22)(H23)
- H22 ハローワークでのセミナー開催(72回)・職場訪問・職場紹介・研修会の開催・パンフレット作成
- H23予算額:11,785千円⇒社会福祉協議会と委託契約(H23/4/1)
- ハローワークでのセミナー開催・職場訪問・職場紹介・研修会の開催・パンフレット作成・高校生へのセミナーの実施

- ・処遇改善対策事業
- 546/705事業所 (H22.3月現在)

- ・キャリア形成訪問指導事業
- 援助先 介護福祉士養成専門学校他
- 1校(H21)→3校(H22)→2校(H23)
- H22 2団体が17事業所に実施(研修参加者:1,176人)

- ・キャリア形成訪問指導事業
- ・緊急雇用創出介護職員養成支援事業

- ・緊急雇用創出介護職員養成支援事業
- 派遣時間:5,627時間(H21)→29,557時間(H22)
- H22 人材派遣会社と委託契約(7/1) 60名の派遣により延べ2,795名が研修を受講
- H23予算額:74,244千円 委託契約(4/26)

- ・進路選択学生等支援事業
- ・職場体験事業
- ・潜在的有資格者等支援事業

- ・潜在的有資格者支援事業
- 援助先 介護福祉士養成専門学校
- 2校、1団体(H21)→2校、1団体(H22)
- H22 3事業あり、2校(延べ)、3団体が事業実施 研修参加者:延べ583人

- ・緊急雇用創出「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業

- ・介護福祉士 H21～H23 51名
- 6名(45名で実施(うち1年雇用5名))
- ・介護福祉士 H22～H24 47名
- 6名(1年雇用)、1名(41名(2年雇用)で実施
- ※H23予算額:265,763千円
- ※H24債務負担行為:144,677千円

- ・福祉・介護人材確保推進協議会において、イメージアップを図る取り組みを検討

- ・福祉・介護の仕事広報・調査事業(22年度)
- 1.介護の日の啓発イベント実施
- ⇒委託契約(8/19)、こうち介護フェア2010 高峰ホール(11/6)、中央公園(11/7)
- 2.啓発パンフレットの作成・配布
- ⇒委託契約(8/5)、90,000部作成、9月～配布
- 3.福祉・介護從事者に対する実態調査
- ⇒委託契約(8/16)、報告書及びパンフレットを作成・配布

- ・外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業
- H22 12月に交付決定(3名)
- ※H23予算額:1,880千円(8名に補助予定)

- ・福祉・介護サービスの仕事が少子高齢化社会を支える働きがいのある魅力ある職業として社会に認知される。
- ・若い世代を中心に、福祉・介護サービスの職業を選択する人材を増やしていく。

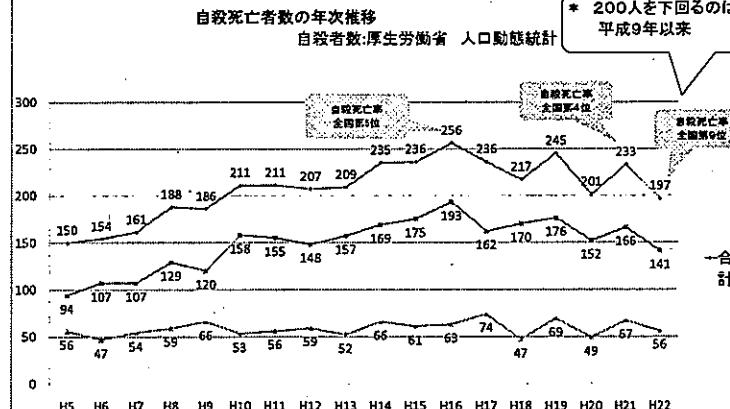
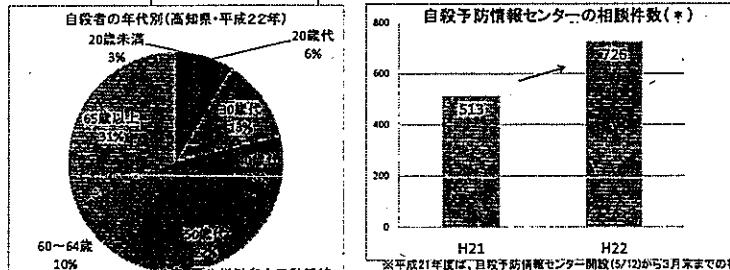
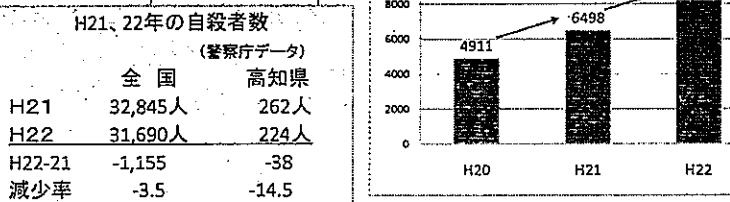
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ手(または)できなかったのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
										短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (4) 認知症高齢者対策の推進-1	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の認知症高齢者 H20:22,500人 H27:27,100人(いずれも推計) ・認知症サポートー養成の講師となるキャラバンメイト927名養成(H23.3月現在) ・企業向け認知症サポートー養成講座 178企業(店舗) 1779名養成(H23.3月現在) ・認知症相談窓口の不足 認知症コールセンター相談件数:306件(H22) 【認知症高齢者に対する在宅ケアの充実】 地域支援体制構築にかかるモデル地域での取り組み 高知市:H19.20 土佐町:H20.21 四万十町:H21～H22 安芸市:H22 土佐市:H22 四万十市:H22 認知症の方と家族を支援するネットワークの構築 地域住民への認知症の啓発 認知症予防の啓発 在宅介護を行う家族を対象とした研修、交流会の開催 【認知症高齢者を支援する人材育成】 認知症高齢者施設での認知症ケアの質が十分でない 認知症サポート医養成研修への参加要請 修了者:14名(H23.3月末現在) 認知症の早期発見、早期治療につなげるための専門医が不足 かかりつけ医研修修了者数543名 認知症サポート医 14名(いずれもH23.3月末現在) 	<p>【認知症に関する正しい知識の普及・啓発】 啓発パンフレットの作成、配布 キャラバンメイトの養成研修を福祉保健所単位で開催 キャラバンメイトフォローアップ研修の開催(H21 2福祉保健所 75名参加)</p> <p>企業向け認知症サポートー養成講座を開催 アルツハイマーー記念講演会の開催 アルツハイマーー街頭活動</p> <p>【介護者への支援と相談体制の確立】 認知症コールセンターの開設 電話相談員に対する研修会の開催 専門家を交えた事例検討会</p> <p>【認知症高齢者に対する在宅ケアの充実】 地域の認知症高齢者とその家族の支援体制が不足 モデル地域で得られた事業成果他の市町村への波及が不足している 地域家族の会の普及が遅れていることにより、地域の認知症高齢者とその家族の支援体制が不足</p> <p>【認知症高齢者を支援する人材育成】 認知症介護現場職員のケアの質向上に向けた研修(H22年度) 実践リーダー研修:23名 管理者研修:97名 小規模多機能計画作成者研修:9名 開設者研修:20名</p> <p>認知症サポート医養成研修への参加要請 修了者:14名(H23.3月末現在)</p> <p>認知症の早期発見、早期治療につなげるための専門医が不足 かかりつけ医研修修了者数543名 認知症サポート医 14名(いずれもH23.3月末現在)</p>	<p>地域での認知症に関する理解不足 ・養成されたキャラバンメイトについて一部のメイトのみが講座を開催</p> <p>将来的には各市町村が主体となって講座を展開し、地域での支援体制につなげる</p> <p>・認知症コールセンターの周知不足により、認知症の相談体制が県下全域に浸透していない ・専門家を交えた事例検討会が、専門家の参加になってしまっており、電話相談員の参加がなされていないため、相談員の資質向上が図られていない</p> <p>・モデル事業終了市町村の成果等他市町村への波及 ・地域での見守り体制や支援のネットワーク構築に向けた取り組み ・医療と介護の連携による適切なケアの普及 ・家族の負担軽減に向けた取り組み</p> <p>・介護現場の職員の難職等で、認知症介護の専門職養成が困難なことにより、認知症ケアの質向上につながらない</p> <p>・かかりつけ医研修修了者の地域包括支援センターへの情報提供がされていないことにより、認知症の早期発見、早期治療に結びつかない ・サポート医研修修了者の修了後の活動が把握されていないことにより、地域との連携など効果的な取り組みに結びつかない ・認知症の方が安心して歯科治療を受けられるよう歯科医師等に対する研修等を実施していない ・認知症高齢者支援事業の中で、現在予防に関する取り組みがなされていない ・認知症疾患医療センター設立の遅れにより、医療、介護、福祉等が連携して認知症の治療や支援に当たることが困難</p>	<p>認知症サポートー養成の講師役であるキャラバンメイトの資質向上により、幅広い人材を活用した講座を展開</p> <p>・県内企業への講座開催の働きかけ ・将来的には各市町村が主体となりて講座を開催し、地域での支援体制につなげる</p> <p>・認知症コールセンターの住民への周知及び相談体制の更なる充実</p> <p>・モデル事業終了市町村の成果等他市町村への波及 ・地域での見守り体制や支援のネットワーク構築に向けた取り組み ・医療と介護の連携による適切なケアの普及 ・家族の負担軽減に向けた取り組み</p> <p>・介護現場の職員の難職等で、認知症介護の専門職養成が困難なことにより、認知症ケアの質向上につながらない</p> <p>・かかりつけ医研修修了者の地域包括支援センターへの情報提供について、県医師会に了承を得る→21.9月末に県医師会と協議 22年度以降情報提供についての了承を得る</p> <p>・歯科医師会と連携し、研修会を実施する</p> <p>・市町村における認知症予防、啓発活動への支援</p> <p>・基幹型及び他の窓口での認知症疾患医療センターの設立の検討→障害保健福祉課と連携</p>	<p>認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動の充実・拡大 各市町村主体での認知症サポートー養成講座の展開 キャラバンメイトが地域支援の核となって活動できる体制づくり</p> <p>・県職員に対する講座の開催 ⇒部内人権研修として実施 ・福祉保健所単位でメイト研修を実施 ・各市町村内でキャラバンメイトを養成し、講座が展開できる体制づくりを行う *キャラバンメイト H22予算:1,038千円 ⇒高原町、宿毛市、日高村、越知町で実施 *企業向け認知症サポートー H22予算:579千円 ⇒フジリマード、グランイン本部、サクルK、四国電力、ヤカルト、金融機関、警察署で実施</p> <p>・市町村が主導となった県全般へのサポートー養成の普及 *キャラバンメイト H23予算:969千円 *企業向け認知症サポートー H23予算:514千円 *認知症啓発CM制作放映 H23予算:3,200千円</p> <p>・電話相談員の対応技術の強化 ・地域住民への周知によりコールセンターの認知度を高め、相談件数の増加につなげる</p> <p>・モデル地域の中で、認知症の方やその家族を中心とした個別支援が可能となるような地域支援体制を構築する ・地域住民のニーズを把握することにより、より的確な認知症支援が展開 ・認知症の人と家族の会の存在、取り組み状況についての認知度を高める</p> <p>・認知症介護研修をトータルで展開できるよう研修機能の充実強化を図ることにより、認知症介護の質向上を目指す</p> <p>・かかりつけ医研修を修了した医師が、認知症の早期発見、早期治療に結びつくことができるような仕組みづくり ・地域包括支援センターとかかりつけ医研修修了医師及びサポート医との連携の強化</p>	<p>・住民が主体となり、認知症高齢者やその家族を地域で見守り、支援するしくみづくり ・認知症サポートー養成講座を受講した企業と地域の関係機関が連携して認知症の方を支援する体制づくり</p> <p>・コールセンターの体制強化 ・コールセンターの周知が図られ增加した相談件数をデータベース化しケーススタディにつなげ、相談業務の質の向上を目指す</p> <p>・県下全市町村で認知症の方やその家族の中心にした、個別支援が可能となるような地域支援体制を構築する ・家族の会高知県支部の機能強化 ・各市町村ごとに地域家族の会を設立し、地域住民の相談支援の拠点とする</p> <p>さらなる認知症介護現場の質向上</p> <p>地域住民のかかりつけ医すべてが認知症に関する意識を高め、早期発見、早期治療の推進につなげる</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつたのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿 短期的な視点(平成23年度末) 中長期的な視点(概ね10年先)	
事業名 2 介護が必要になても安心して暮らせる地域づくり (4) 認知症高齢者対策の推進ー2 (高齢者の権利擁護の推進)	<p>・高齢者虐待件数 H19年度 養介護施設従事者3件 養護者81件 H20年度 養介護施設従事者5件 養護者112件 見守りNW構築への取組 市町村数18 H21年度 養介護施設従事者2件 養護者118件 見守りNW構築への取組 市町村数23</p> <p>介護施設等で、身体拘束のみならず不適切なケアなどの虐待につながるケースがある。 身体拘束廃止に関する研修会は県社協でも類似のものを実施している。</p> <p>成年後見制度の取組みが不十分</p>	<p>県民・介護従事者・市町村への啓発研修 高知県社会福祉協議会への総合相談事業委託 総合相談件数 H21:1,050件 H21:1,038件</p> <p>介護職員への身体拘束廃止等の研修の実施</p> <p>事例検討の実施</p>	<p>(今まで何に取り組んできたか)</p> <p>権利擁護事業を行う市町村包括支援センターが、他業務多忙のため、権利擁護事業に取り組めない状況である。</p> <p>虐待が起らない体制の構築</p> <p>医療機関と介護現場での身体拘束廃止への意識の違い</p> <p>成年後見制度の周知不足</p>	<p>地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携 地域での虐待防止ネットワークの構築</p> <p>医療機関に向けた身体拘束廃止の啓発 身体拘束廃止推進会議の充実</p> <p>事例検討により制度の活用的具体例について検討する</p>	<p>高齢者 おおむね 65歳 以上</p>	<p>高知県社会福祉協議会委託事業による、研修会等の開催 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p> <p>・高齢者虐待防止に関する啓発等 ・相談体制の充実 ・身体拘束廃止の取り組みの継続</p>	<p>包括支援センターでの、権利擁護事業への取り組みに対する支援 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p> <p>⇒2/11高齢者虐待を考える講演会開催 * 146名受講</p>	<p>包括支援センターでの、権利擁護事業への取り組みに対する支援 高齢者見守りネットワークへの支援</p> <p>⇒8/2高齢者の権利擁護研修会開催 * 241名受講</p>	<p>困難事例への対応 県内ネットワークの強化</p>	<p>全市町村において、高齢者虐待防止・権利擁護の取り組みの充実 全市町村において、高齢者見守りネットワークの整備。</p>	<p>高齢者が認知症等により判断能力が衰え、介護が必要になった場合でも、その人らしい尊厳ある生活と人生を送るために、介護者等からの虐待を防止するとともに、高齢者の権利を擁護する仕組みの確立 ・市町村における虐待防止体制の確立と充実</p> <p>(数値目標) 高齢者虐待ネットワーク構成市町村数 34</p>
						<p>身体拘束廃止研修会等の開催(管理者 1回、施設職員2回、医療機関 1回) ⇒7/1 身体拘束廃止推進会議の開催 * 研修内容の協議 ⇒10月施設職員・管理者対象研修の開催 * 533名受講 研修の目的・対象により関係機関との役割分担を検討 H22予算:認知症高齢者支援事業費:身体拘束廃止推進事業費813千円</p>	<p>身体拘束廃止推進会議の充実 ⇒「高知県高齢者及び障害者権利擁護連携会議」設置 医療機関に向けた身体拘束廃止の啓発</p>	<p>成年後見制度利用についての支援 包括支援センターへの研修 事例検討会の実施 ⇒7/7～8/23 県内5か所で事例検討会実施 ⇒11/24～12/17 県内5ヶ所で事例検討会実施 弁護士・司法書士・医師を交えて 高齢者総合相談の実施 困難事例への対応 ⇒助言相談8件(うち専門相談員によるもの1件)</p>	<p>成年後見制度利用についての支援 包括支援センターへの研修 事例検討会の実施 組織的な連携方法の検討 ⇒「高知県高齢者及び障害者権利擁護連携会議」設置</p>	<p>成年後見制度の適切な利用</p>	<p>成年後見制度の普及</p>
						<p>H22予算:認知症高齢者支援事業費:権利擁護推進支援事業14,711千円</p>				<p>成年後見制度の適切な利用</p>	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目		現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何がうまくまわなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21		H22		H23		H24～H30		目指すべき姿		
事業名																	
2 こころの健康対策の推進				○高知保健所モデル事業の実施(H18～20) ○自殺対策連絡協議会及び市内連絡会の設置(H19～) ○高知県自殺対策実行計画の策定(H21.4) ○地域自殺対策緊急強化基金積立金 115,558千円(H21～23年度)	○自殺や精神疾患に対する正しい理解の促進	精神障害者等 全年齢										短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(平成10年先)
(1)自殺・ひきこもり対策				■県内の自殺者数は、平成10年以降200人を超えて推移しており、人口10万人あたりの自殺死亡率では、全国的にも高い水準にある。	○自殺は個人の自由な意思や選択の結果である等の誤った認識や、精神疾患に対する偏見										高知県自殺対策行動計画における目標の達成。目標が達成された場合には、更なる減少に努める		
自殺対策の推進				■平成22年の状況(警官公署)	・ホームページ、パンフレットによる啓発(H18～) ・シンボジウムの開催(H19～) ・基金事業を活用し、自殺予防週間(9/10～9/16)自殺対策強化月間(3月)を中心とする普及啓発の促進(H21～) ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・横断幕設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎)	○基金事業等を活用した普及啓発の促進										相談窓口、「気づき」、「つなぎ」、「見守り」の「自殺予防のための行動－3つのポイント」の周知	
・自殺対策費				■自殺者の年齢別では、50歳代及び60歳代で最も多く、次いで30歳代が36人で多い。	・ホームページ、パンフレットによる啓発(H18～) ・シンボジウムの開催(H19～) ・基金事業を活用し、自殺予防週間(9/10～9/16)自殺対策強化月間(3月)を中心とする普及啓発の促進(H21～) ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・横断幕設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎)	○基金事業等を活用した普及啓発の促進									【数値目標】 平成28年までに、人口10万人あたりの自殺死亡率を平成17年と比較して20%以上減少させる。 （参考） 自殺死亡率：		
・自殺対策緊急強化事業費				■自殺者の年齢別では、50歳代及び60歳代で最も多く、次いで30歳代が36人で多い。	・ホームページ、パンフレットによる啓発(H18～) ・シンボジウムの開催(H19～) ・基金事業を活用し、自殺予防週間(9/10～9/16)自殺対策強化月間(3月)を中心とする普及啓発の促進(H21～) ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・横断幕設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎)	○基金事業等を活用した普及啓発の促進									平成28年までに、人口10万人あたりの自殺死亡率を平成17年と比較して20%以上減少させる。 （参考） 自殺死亡率：		
■自殺者の年齢別では、50歳代及び60歳代で最も多く、次いで30歳代が36人で多い。				■平成22年の状況(警官公署)	・ホームページ、パンフレットによる啓発(H18～) ・シンボジウムの開催(H19～) ・基金事業を活用し、自殺予防週間(9/10～9/16)自殺対策強化月間(3月)を中心とする普及啓発の促進(H21～) ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・横断幕設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎)	○基金事業等を活用した普及啓発の促進									平成28年までに、人口10万人あたりの自殺死亡率を平成17年と比較して20%以上減少させる。 （参考） 自殺死亡率：		
■自殺の主な原因は、①健康問題(37.7%)、②経済・生活問題(21.7%)、③家庭問題(16.1%)で、特に健				■平成22年の状況(警官公署)	・自殺予防情報センターにおける自殺に関する取組件数は、平成19年度電話3件、面接4件の合計7件、平成20年度電話1件、面接3件の合計14件 ■平成21年5月12日に開設した自殺予防情報センターの平成21年度の取組件数は、電話54件、来所23件の合計513件、平成22年度の取組件数は、電話665件、来所61件の合計726件	○自殺の大きな要因となる、うつ病対策と失業や倒産、多重債務等の社会的要因に対する取り組みの充実とともに、年代に応じた対策が必要									自殺予防情報センターを中心とした相談支援体制の充実・強化		
康問題ではうつ病によるものが最も多く、全件数の15.6%、次いで、経済生活問題では負債によるものが全件数の21.2%となっている。				【相談・支援体制の充実】 ・自殺予防情報センターの設置(H21.5～)と専門員の配置 ・いのちの電話活動強化のための支援(H21～) ・自殺予防情報センター運営会議(H21～) ・民生委員や行政機関担当者等対象の人材養成研修の実施(H19～)	○うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり									自殺予防情報センターにおける取組件数は、平成19年度電話3件、面接4件の合計7件、平成20年度電話1件、面接3件の合計14件 ■平成21年5月12日に開設した自殺予防情報センターの平成21年度の取組件数は、電話54件、来所23件の合計513件、平成22年度の取組件数は、電話665件、来所61件の合計726件	自殺予防情報センターの相談体制の強化		
■高知いのちの電話の取組件数は、平成20年4,911件に対し、平成21年6,498件、平成22年8,203件と大幅に増加している。				【自死遺族支援】 ・自死遺族の分から合いの会の開催(H20～) ・自死遺族の分から合いの会の隔月日曜日開催(H21.9～)	○多重重債務の相談機関やハローワークとの連携した取組									うつ病の早期発見・早期治療体制づくり			
				* 200人を下回るのは平成9年以来	○高齢者と在宅介護者に対する支援									多重重債務者など経済生活問題による自殺を防ぐ体制づくり			
				自死死亡者数の年次推移 自殺者数:厚生労働省 人口動態統計	○自死未遂者及び自死遺族に対する支援									高齢者や在宅介護者の心の健康づくりとうつ病の早期発見			
					○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者的人材養成が必要									再発防止に向けた支援体制の整備			
				 自殺者の年代別(高知県・平成22年) 20歳未満 34% 20歳代 26% 30歳代 21% 40歳代 11% 50歳代 10% 60～64歳 10% 計 100%	○市町村及び民間団体における自殺対策の実施が不十分									行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の質問向上			
				 H21、22年の自殺者数 (警察庁データ) 全国 高知県 H21 32,845人 262人 H22 31,690人 224人 H22-21 -1,155 -38 減少率 -3.5% -14.5%	○いのちの電話の24時間相談体制確保に向けた相談員の養成が必要									全市町村における自殺対策事業への取組			
					○いのちの電話の相談員養成の支援									いのちの電話の24時間体制での電話相談の実施			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかったか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿			
						短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)		
2 こころの健康対策の推進 (1)自殺・ひきこもり対策 ひきこもりの相談支援体制の充実・強化 ・ひきこもり自立支援対策費	<p>■若年無業者(ニート) 数:約3,200人(平成17年国勢調査)出現率は全国第2位 平成20年度に病気や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生徒数:小学生184人中学生664人 平成20年度県内公立高校の不登校生徒数:高校生213人</p> <p>■精神保健福祉センターにおけるひきこもりに関する相談件数は、平成19年度電話5件、面接9件の合計14件、平成20年度電話7件、面接12件の合計19件</p> <p>■平成21年5月12日に開設したひきこもり地域支援センターの平成21年度の相談件数は、電話149件、来所101件の合計250件</p> <p>■ひきこもりの背景には、うつ病、児童虐待、不登校などの様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっている。</p>	<p>これまでに取り組んできたか</p> <p>ひきこもり地域支援センターの開設(H21.5～) ひきこもり支援者連絡会議の開催(H21.6～) ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会(H21.11～) 家族サロンの開催(H21.4～、毎週火曜日のPM) 青年期の楽しいの開催(H21.12～、毎月第1、3金曜日の午後、H22.9～、毎週金曜午後に回数増加、月2回～月4回へ) 若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(毎月1回) カード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布(H21年度) 相談機関リーフレット1,000部及び啓発ガイドブック1,500部の作成・配布(H22年度)</p> <p>ひきこもり地域支援センターの平成22年度末時点での相談件数は、電話189件、来所295件の合計484件(H20:19件、H21:250件)</p> <p>ひきこもり地域支援センターの相談件数</p> <p>注) 1. H20年度は精神保健福祉センターで受けた件数 2. H21年度は5月12日～3月31日の件数 3. H22年度は4月1日～3月31日の件数</p> <p>ひきこもり地域支援センターの概要</p>	<p>これまでなぜ上手く進まなかったか</p> <p>「ひきこもり」は、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。</p> <p>専門的な支援ができる人材が不足している。</p> <p>銀別支援(アウトリーチ)の充実</p> <p>本人や家族の社会参加につながる居場所が不足している。</p> <p>ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。</p> <p>ひきこもり専門の診療科が県内にない。</p>	<p>これまでなぜ上手く進まなかったか</p> <p>「ひきこもり」は、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。</p> <p>専門的な支援ができる人材が不足している。</p> <p>市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施</p> <p>市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施</p> <p>ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回) 若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(10回)</p> <p>ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回予定) 若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(19回)</p> <p>市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施</p> <p>ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(2回) ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(4回予定) ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催(いの町、須崎市、高知市の3回実施)参加者:95名 家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ケース会議、事例検討会の開催(1回)</p> <p>ひきこもり本人が集い活動ができる場の整備</p> <p>「家族サロン」の開催 ・「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM)48回 参加者:延べ412名(1回当たり約9名)</p> <p>「青年期の楽しい」の開設:精神保健福祉センターグループ室(H21.12～、毎月第1、3金曜日の午後) 参加者:実人員7名(1回当たり約2名)</p> <p>「新」ひきこもり本人の居場所の整備(「青年期の楽しい」での活動:料理、室内スポーツなど(月4回)、自主的活動(月2回)、SST(月2回))</p> <p>ひきこもり本人の居場所及び家族の交流の場の各領域における整備 各領域「楽しいの場」の開設を検討(高知市内、幡多団地(高瀬町)での活動の拡充)</p> <p>普及啓発の促進</p> <p>ひきこもり地域支援センターのカード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布</p> <p>相談機関リーフレットの作成・配布(H22.6) ひきこもり支援ガイドブックの作成・配布(H23.2)</p> <p>ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(1回)対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者。参加者71名</p> <p>ひきこもり専門外来の確保</p> <p>ひきこもり専門外来について高知医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会で検討を進める。 H22.4「子ども・若者育成支援推進法」の施行 H22.7「子ども・若者ビジョン(子ども・若者育成支援推進大纲)」の策定 県・市町村の子ども・若者計画の策定予定(努力義務)</p>	<p>これまでなぜ上手く進まなかったか</p> <p>「ひきこもり」は、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。</p> <p>専門的な支援ができる人材が不足している。</p> <p>市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施</p> <p>ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回) 若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(10回)</p> <p>ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回予定) 若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(19回)</p> <p>市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施</p> <p>ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(2回) ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(4回予定) ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催(3回予定) 家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ケース会議、事例検討会の開催(1回)</p> <p>ひきこもり本人が集い活動ができる場の整備</p> <p>「家族サロン」の開催 ・「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM)48回 参加者:延べ412名(1回当たり約9名)</p> <p>「新」ひきこもり本人の居場所の整備(「青年期の楽しい」での活動:料理、室内スポーツなど(月4回)、自主的活動(月2回)、SST(月2回))</p> <p>ひきこもり本人の居場所及び家族の交流の場の各領域における整備 各領域「楽しいの場」の開設を検討(高知市内、幡多団地(高瀬町)での活動の拡充)</p> <p>普及啓発の促進</p> <p>ひきこもり地域支援センターのカード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布</p> <p>相談機関リーフレットの作成・配布(H22.6) ひきこもり支援ガイドブックの作成・配布(H23.2)</p> <p>ひきこもり普及啓発地域研修会の開催(1回)対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者。参加者71名</p> <p>ひきこもり専門外来の確保</p> <p>ひきこもり専門外来について高知医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会で検討を進める。 H22.4「子ども・若者育成支援推進法」の施行 H22.7「子ども・若者ビジョン(子ども・若者育成支援推進大纲)」の策定 県・市町村の子ども・若者計画の策定予定(努力義務)</p>	<p>ひきこもり本人及び家族に対する社会参加、自立に向けた支援システムの確立</p>			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	対象者 区分	これからの対策 年齢	H21 H22 H23 H24～H30				目指すべき姿
1 身近な地域における障害福祉サービスの確保										県内どこでも身近な地域でサービスが受けられるようにする
(1)地域での自立生活の支援										高齢者、子ども、障害者など全ての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら暮らすことができる「高知型福祉」の実現
中山間地域における障害福祉サービスの確保	●サービスが不足している地域(H23.7現在) ・障害者施設がない地域 9町村 東洋町、中芸5町村(奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村)、大川村、大月町、三原村	●県独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21 1ヶ所(大農町)	●事業者の採算性 障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人が少ないため、現行の日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。	●中山間地域における支援拠点の整備促進	H21	中山間地域小規模拠点事業所支援事業を活用した中山間地域におけるサービス拠点の整備	●公共交通機関の乏しい中山間地域において、新たに利用者の自宅とサービス事業所との送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対する助成の継続 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	◆ 事業所の開設 ・中芸地域	中芸地域開設	
・地域生活支援事業費(中山間地域小規模拠点事業所支援事業)	・障害者施設が1箇所のみの地域 8町村 芸西村、大豊町、本山町、土佐町、日高村、越知町、仁淀川町、津野町	●国への要望等 利用者の少ない中山間地域においてもサービス事業所が育ち、事業継続ができる支援策の実施を要望	●利用者の交通手段 自宅から事業所まで遙う交通手段も乏しいため、障害者が住み慣れた地域での生活を望んでも十分実現できない。		H22	●公共交通機関の乏しい中山間地域において、新たに利用者の自宅とサービス事業所との送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対する助成の継続 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	◆ 事業所の開設 ・大豊町 「ワークセンターフースト」	◆ 事業所の開設 ・中芸保健福祉課長会(6/24)で、中芸地域のサービス確保に向け検討していくことを確認 【今後の主な検討項目】 (1)仕事の確保 (2)場所(建物)の確保 (3)利用者のニーズ把握 (4)運営主体 (5)事業所指定の手続	関係町村(広域連合)や自立支援協議会と連携を図り、利用者の確保や定着、仕事の確保といった課題と一緒に取り組む。	
いの町、仁淀川町など	●市町村役場がある中心部に事業所があるが、周辺部にはないため、身近な地域でサービスを受けられない地域	【成果】 ①中山間地域の事業所に係る報酬単価の大額な引き上げ(H21.4～) ②多機能型事業所の最低定員及び職員配置基準の緩和(H21.7～) ③県独自の補助制度が地域生活支援事業「特別支援事業」として採択(H21.9)			H23	●公共交通機関の乏しい中山間地域において、新たに利用者の自宅とサービス事業所との送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対する助成の継続 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	◆ 事業所の開設 ・その他の地域 ・いの町や仁淀川町などの合併市町村において、その周辺部は事業所がないため、身近な地域でサービスを受けられない。	◆ 事業所の開設 ・その他の地域 合併市町村の周辺地域におけるサービス確保の取組を継続		
●都市部に比べて高い入所率 都市部(高知市):周辺部(高知市以外)=1:1.55	【参考】多機能型基準該当事業所 利用者定員 理員 従来 :21人 6.5人 新たな制度:10人 3人 ※利用者が就労継続支援6人、生活介護2人、児童デイ2人の場合				H24～H30	◆ その他個別的な支援 ・三原村の小規模作業所「わらわら」(H21.2～) 小規模作業所開設支援補助金(運営費補助:年間370万円)は、H24.1まで。 それまで、他の事業所との統合も含め、三原村との連携を図りながら、新体系への円滑な移行を支援 ◎利用者定員の緩和の特例を、振興山村、難島のほか、過疎地域においても適用できるよう国に要望	新体系への移行			
障害者施設の設置状況(H23.4現在) 34市町村のうち、障害者施設が1箇所以下の町村は17町村(50%)						小規模多機能型基準該当事業所(規制緩和された国の制度)の設置(H21.7～)	・市町村、事業所へ制度の周知(通知、担当者会での説明) ・発達障害者支援のため、児童デイサービス事業所の設置も検討			
凡例 ■ 障害者施設等がない地域(9町村) ■ 1箇所のみの地域(8町村)						あつたかふれあいセンターの整備	・室戸、いの、日高、中土佐、大正、大月、西土佐など ・室戸市の「いえんの会」が、福祉サービスに移行した場合は、東洋町の障害者へのサービス提供が可能となる。	新体系への移行 ・移行後の福祉サービスは、地域活動支援センター等を想定		
中山間地域における居宅サービスの確保	◎居宅介護事業所の現状(H23.7.31現在) ・居宅介護事業所がない町村 →5町村(安田町、北川村、馬路村、大川村、三原村) ・居宅介護事業所が1箇所の町村 →11町村(東洋町、田野町、芸西村、大豊町、本山町、土佐町、中土佐町、津野町、椿原町、黒潮町、大月町) ・居宅介護事業所が0又は1の町村は34市町村中16町村 ・全134事業所のうち60事業所が高知市に集中している。	◎国の取り組み H21.4の報酬改定で、振興山村、特定農山村、過疎地域などについて、15%の特別地域加算の制度を創設 ◎県の取り組み 高齢者福祉課が本山町などの町村をメンバーとして検討会を立ち上げ、対応策を検討(H22)	中山間地域における居宅サービスの確保対策事業を定着させるとともに、国として制度化するよう要望していく。	障害者	全年齢層	中山間のホームヘルプのサービスの確保(H23.4～)	◎市町村の対応状況 6月補正:大豊町(110千円) 仁淀川町(150千円) 中土佐町(80千円) 9月補正:黒潮町 実施予定だが時期未定:1市1町 香美市、津野町 実施検討中:3市3町1村 室戸市、土佐清水市、四万十市、東洋町、本山町、椿原町、日高村			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできましたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっただけでなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけでなかったのか)	これからの対策 区分	対象者 年齢	目標すべき姿			
						H21	H22	H23	H24～H30
						短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)		
地域生活の支援の充実 (2)難聴児補聴器購入助成事業	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害を早期に発見し、早期の療育支援につなげるため、新生児聴覚スクリーニングが行われている。 ・早期に適切な療育支援と補聴器装用による情報保障を行うことにより、難聴児のコミュニケーションケーションの発達が促され、言語の発達・獲得につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴児のきこえの保護と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成を行う。 <p>H23～ 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業 (難聴児補聴器購入助成事業費 補助金)</p> <p>対象者 聴力レベル30dB以上70dB未満の難聴児 (18歳未満) 補助対象範囲 補聴器の購入費用(2台まで) 〔本体及び付属品〕 助成率：1/2 補助先：市町村 補助基準額(補装具基準額を準用) 1台あたり43,200円～137,000円 補助上限額 1台あたり28,000円～91,000円 耐用年数：5年</p>	聴力レベル 30dB 以上 70dB 未満	難聴児 (18歳 未満)	難聴児補聴器購入助成事業 〔予算額 2,750千円〕	・身体障害者手帳の対象とならない難聴児のきこえの保護と言語の発達につながり、難聴児の健やかな成長が図られる。		
(3)障害者福祉思想普及啓発事業費(駐車場利用証制度導入事業)	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等用駐車区画に、利用の対象とならない人が駐車をしている ・駐車場管理者は、駐車している車両を見ただけで適正利用を促進する仕組みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者等用駐車場の適正利用に関する普及啓発が十分でない ◆障害者等用駐車場の適正利用を促進する仕組みが必要 	◆障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングバーミット)の実施		こうちあつたかパーキング制度の実施 → 適正利用を支援	・障害者等用駐車場の適正な利用が図られる。		
<p>○実施都道府県 13県3市(H22.4月現在)</p> <p>岩手県(H22.4) 山形県(H19.6) 福島県(H21.7) 栃木県(H20.9) 群馬県(H21.8) 福井県(H19.10) 鳥取県(H21.10) 島根県(H20.12) 徳島県(H21.7)</p> <p>○平成22年度中に開始 静岡県、岡山県、山口県、愛媛県</p>		<p>佐賀県(H18.7) 長崎県(H19.8) 熊本県(H19.1) 鹿児島県(H21.11)</p> <p>茨城県神栖市(H19.) 埼玉県川口市(H20.1) 山口県萩市(H21.12)</p> <p>○相互利用</p>		<p>障害者等用駐車場利用証交付制度(パーキングバーミット)の実施</p> <p>施設管理者 協力要請 承認 案内表示の交付 駐車(駐車時に利用証を提示) 利用者証交付申請 窓口 障害者、妊娠婦、高齢者、けが人など 利用証の交付 障害者保健 福祉課 保健課 福祉保健課 利用対象者の範囲 ○身体障害者 ○知的障害者 ○精神障害者 ○発達障害者等 ○高齢者 ○難病者 ○けが人 ○妊産婦 利用証 駐車場 ルームミラーにかける、 ダッシュボード上に置くなど車内に外から確認できるように掲示 あったかパーキング利用証 Parking Permit 有効期限 高知県</p>		<p>駐車場利用証制度導入事業 〔予算額 9,967千円〕</p> <p>H22.7～ 制度のPR、広報 事業所への協力要請 H22.8 パブリックコメント実施 H22.10 制度要綱策定 H23.1～ 協力事業所の登録 登録事業所の周知 H23.2～ 利用制度開始 中国四国各県との相互利用協定締結</p> <p>全国の制度導入状況 (H22年度末現在):17県2市 岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、 福井県、鳥取県、島根県、山口県、岡山県、 愛媛県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、 熊本県、鹿児島県、茨城県神栖市、埼玉県川口市</p> <p>協力施設数(H22年度末現在) 748施設(うち民間393) 登録駐車スペース 1,329台分 車いす用 1,024台分 (うち民間529) プラスワン用 305台分 (うち民間157)</p>	<p>駐車場利用証制度導入事業 〔予算額 37,155千円〕</p> <p>H22.7～ 制度のPR、広報についての広報 協力事業所の登録 H23.4～ ・県有施設へ路面標示シートの設置業務委託発注 ・協力施設(民間事業所・市町村等)の路面標示シート、立て看板等への助成開始</p> <p>H23.5～香川県制度導入 (中国四国相互利用拡大) H23.7～広島県制度導入 (中国四国9県全てにおいて相互利用開始) H23(予定)全国の制度実施 県での相互利用協定</p> <p>定期的に啓発・広報を実施</p>	・障害のある人も安心して暮らせる人にやさしいまちづくりの実現	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

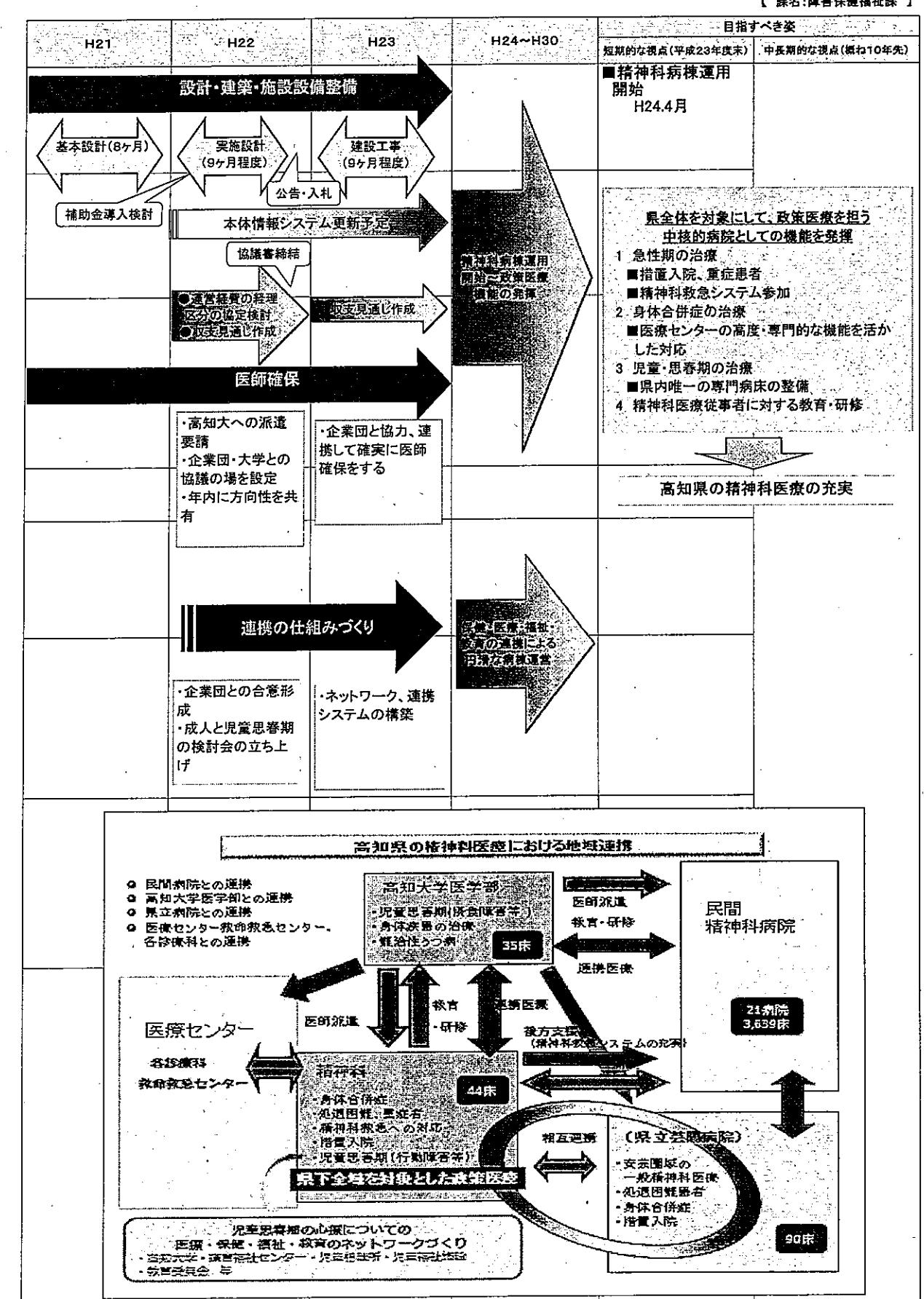
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなか できなかったのか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなか できなかったのか)	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
										短期的な視点(平成2 3年度末)	中長期的な視点(概ね 10年先)
4. 早期発見・早期療育の支援体制づくり (1)発達障害者支援の推進 ・発達障害者支援事業費	<p>●発達障害者支援センターの実績(H22) 【診断名別の対象者(実人数) ・自閉症 290人 ・広汎性発達障害 134人 ・AD/HD 58人 ・LD 16人 ・その他 15人 ・不明 86人 合計 599人</p> <p>◆年齢別 0歳～6歳児(乳幼児) 237人 7歳～12歳児(小学生) 192人 0歳～12歳で全体の72%</p> <p>◆市町村別 高知市 322人 高知市が全体の54%</p> <p>【診療件数(外来利用者) ・精神科 自閉症スペクトラム 2,019 ADHD 1,505 学習障害(LD) 87 その他 716 ・小児科 自閉症スペクトラム 952 ADHD 260 学習障害(LD) 19 その他 348 合計 5,906</p> <p>小中学校児童・生徒の約5.8%に何らかの発達障害がある可能性(H22年県教育委員会調査)</p> <p>【発育福祉センター精神科受診者数(発達障害)の推移 延人数 受診者数が増加 10年内で3倍超 11年度 1,811 14年度 2,350 17年度 3,362 21年度 5,574 22年度 5,906 ■ADHD ■自閉症</p> <p>●国への動向 ・発達障害者支援法(H17.4～) ・障害者自立支援法の改正 「発達障害が障害者自立支援法における障害者の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H22.12.10～) ・児童福祉法の改正 「発達障害が児童福祉法における障害児の定義に含まれ、各種サービスの対象となる」(H24.4.1～) 知的障害を伴わない発達障害児も、児童福祉法のサービスの対象となる。</p>	<p>●発育福祉センターに精神科常勤医師の配置(H11～) ●発達障害児・者支援体制整備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12) ・発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成 ・就労・生活面における支援方法の確立等</p> <p>●発達障害者支援センターの設置(H18～) ◇精神科医師 1名 ◇ソーシャルワーカー 2名 ◇心理判定員 5名 ◇教員 1名 ◇保育士 7名 ・全国トップレベルの充実した体制</p> <p>●発達障害者支援センターにおける支援の実績(H22) 【支援延べ件数】 ・相談 818 ・発達支援 719 ・就労支援 213 合計 1750</p> <p>【普及・啓発・研修活動】 ・ステップアップセミナー 7回 158人参加 ・発達障害啓発セミナー 2回 491人 ・実践報告会＆とく会 1回 145人 ・発達支援部主催による研修会 (上記以外) 13回 957人 ・各機関の依頼による研修会 (上記以外) 60回 2365人</p> <p>●発達障害者支援開発事業(H19～H21) ①早期発見のチェックリスト検証と早期療育の体制づくり ②一貫した支援のための「個別支援計画」の作成 ③就労等の支援 ※上記事業を行うため企画・推進委員会と発達障害者支援ワーキングを設置。 ※①②は香美市に委託、③は障害福祉サービス事業所に委託</p> <p>●高知発達障害研究プロジェクト(H20～) ・高知大学医学部・教育学部と県発育センターとの連携</p>	<p>①発達障害が疑われる乳幼児に対する身近な療育支援の場の確保が必要。</p> <p>②発達障害を診断できる医療機関(医師)が少ない。(初診の予約が3～4ヶ月先になる。) また、発達障害支援のスキルは発育福祉センターにあるが、市町村保健師に十分普及していない。</p> <p>③早期発見のポイントについて、視覚的教材を用いて、乳幼児健診に従事している小児科医や市町村保健師等への研修を実施していく。</p> <p>④障害福祉サービス事業所における発達障害者への理解の促進、支援方法の普及が必要。 特に、就労移行支援事業所等に発達障害者に対する就労支援のノウハウの蓄積が少ない。</p> <p>⑤発達障害児を受入れ可能な短期入所事業所や児童デイサービス事業所が少ない。</p>	<p>①香美市での早期発見・早期療育の取り組みの成果を他の市町村や地域に展開し、身近な地域で必要な療育支援が受けられるようにする。 早期発見・早期療育の取組み ①乳幼児健診におけるチェックリストの活用 ②親カウンセリング ③早期療育親子教室</p> <p>②発達障害に専門的に対応できる医師の養成を行う。</p> <p>③具体的に個別支援計画を使う場面を増やし、実際の支援場面や支援会議で活用。</p> <p>④サービス管理責任者研修や、相談支援従事者研修等に、発達障害に対する理解を深めるメニューを追加し、適切なサービスを確保。 特に、就労移行支援事業所等を対象にスキルアップ研修を実施</p> <p>⑤小規模多機能型基準該当(規制緩和された国の制度)を活用した児童デイサービス事業所の設置。 併せて、発達障害に理解を有する人材の育成や研修等を実施</p>	発達障害児	<p>●乳幼児健診におけるチェックリストを活用し、早期発見につなげる。(香美市発見後のフォローアップとして、親カウンセリング(香美市)、早期療育親子教室(中央東)を開催</p> <p>●早期発見・早期療育の取組みを県内2地域に拡大(香美市、土佐市、いの町、高知市)</p> <p>●早期発見・早期療育の取組みを県内3地域に拡大</p>	<p>H21～H22 香美市</p> <p>H22～H23 土佐市、いの町、高知市</p> <p>H23～H24～H30 中央東、中央西、高知市</p>	<p>H24.5 地域12市町村 H25～H26 地域20市町村</p>	<p>①地域単位で、発達障害の早期発見・早期療育の体制を構築 ②ライフステージに応じた支援体制の確立</p>		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)		対象者 区分 年齢
		課題 (今までなぜ手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	
2 ここでの健康対策の推進				
高知医療センター精神科病棟整備	<p>1 設置場所 高知医療センター本館西側「野鳥の森」敷地</p> <p>2 病床規模 病床数 44床 ○成人30床 ○児童・思春期 14床 1階:外来、院内学級等 2階:病棟 3階:屋上広場</p> <p>3 延床面積 2,461.04m² O1階 = 938.02m² O2階 = 1467.82m² ○屋上階 = 55.2m² (屋上広場400m²)</p> <p>4 建築単価 329千円/m² ■耐震構造</p> <p>5 本体建築費 809百万円</p> <p>※地域医療再生臨時特例交付金からの補助 50百万円</p>	<p>1 H19年度 ●H20.3【第5期高知県保険医療計画】芸陽病院の建設を機に、中央圏域への設置も含めて検討を進める。 ●H20.3【芸陽病院のあり方検討委員会】新たな県立病院は、中央圏域への設置が望ましい 2月議会:芸陽病院移転反対の議論採択「芸陽病院の移転を取りやめ、安芸に存続させること」</p> <p>2 H20年度 ●H20.6 文化厚生委員会:中央圏域・安芸圏域の両方に病棟設置、中央圏域は医療センターに精神科病棟設置を提案→企業団に正式に病棟設置要請</p> <p>●H20.12 企業団から病棟設置要請について回答:「病棟の建設経費及び運営にかかる収支不足について、病院企業団として最大限の企業努力はするが、それでもなお不足する額については、高知県において全額負担することが条件」</p> <p>●2月議会:精神科病棟整備基本設計補助金予算計上 補助率10/10</p> <p>3 H21年度 ●基本設計(H21.8.10～H22.3.17) (株)佐藤総合計画 ●医師確保 医学部地域医療支援委員会に医師支援依頼</p> <p>4 H22年度 ●実施設計(H22.5.10～H23.2.28) (株)佐藤総合計画 ●精神科病棟建築工事一般競争入札(H23.3.17) -岸之上・ネクスト・オカモト特定建設工事共同企業体 ●建築工事着工(H23.3.29)</p>	<p>1 精神科病棟整備費・運営費負担の協定 精神科病棟に関する費用のうち、病院企業団が最大限の企業努力をしてもなお不足する額(起債の元利償還金及び運営費の不足等)については、県立病院としての位置づけから、全額県が負担することになっている。 このことについて、経費負担のルール化が必要。構成団体である県と市で協議を行い、協議書を交わす。</p> <p>■精神科病棟運用開始 H24.4月</p> <p>2 医療スタッフの確保 (1)医師確保 ア 開院前の常勤派遣医師 イ 精神科病棟開院後の医師 専修医1名を含む医師5名 (2)看護師等の確保 (1看護単位) -看護師28名、医療技術者5名の計画 -看護師の23年度採用及び研修派遣</p> <p>■医師確保 -高知大への派遣要請 -企業団・大学との協議の場を設定 -年内に方向性を共有</p> <p>3 企業団・高知大学等との調整</p> <p>■連携の仕組みづくり -企業団との合意形成 -成人と児童思春期の検討会の立ち上げ</p> <p>■検討会の立ち上げ</p>	



【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿			
						H21	H22	H23	H24～H30

I ともに支えあう地域づくり

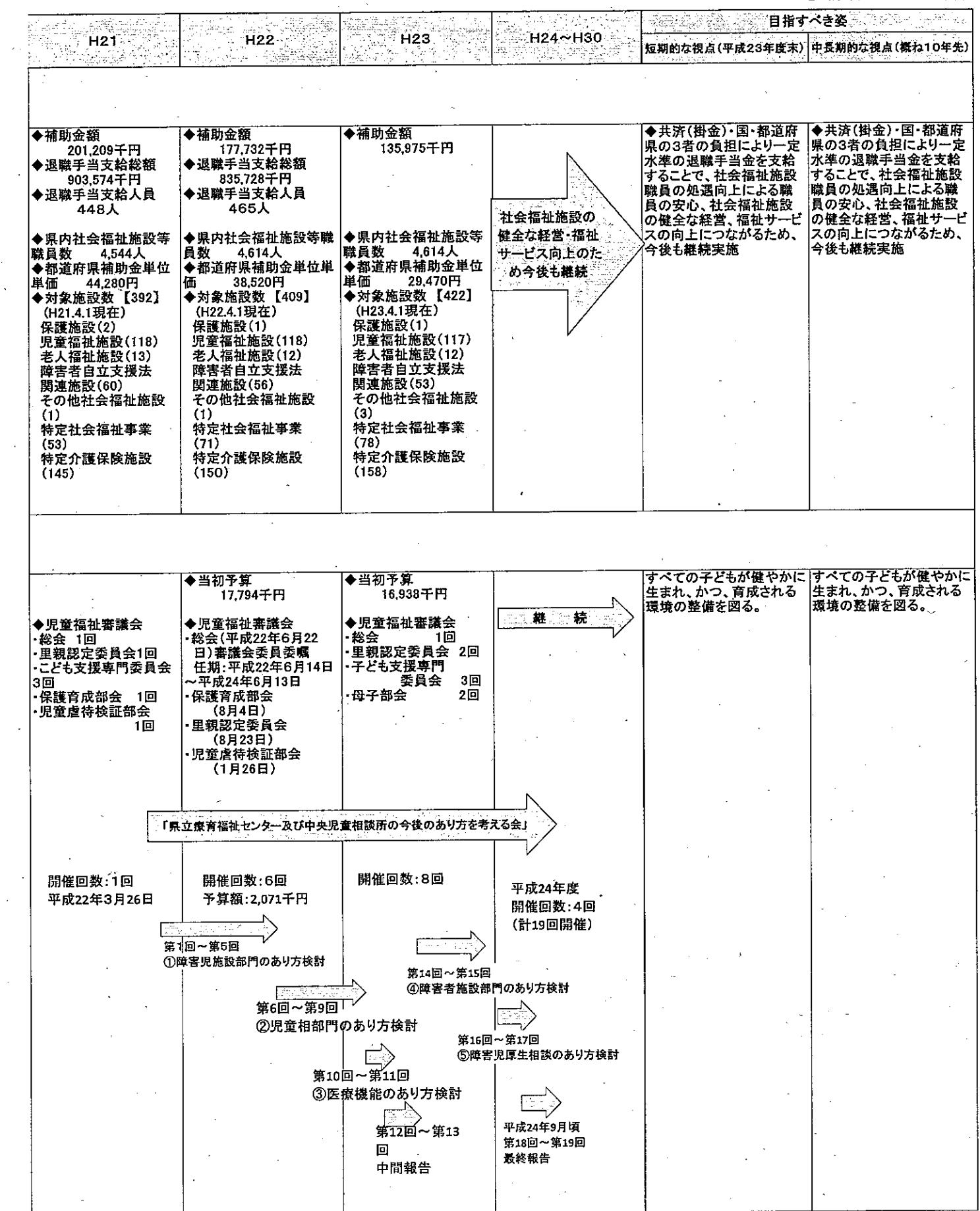
1 誰もが安心して暮らせる支えあいの仕組みづくり

(5) 施設サービスの充実	◎社会福祉施設職員等退職手当給付事業	社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国・都道府県の補助金によりまかなわれている。 共済契約者＝施設経営法人 補助先：独立行政法人 福祉医療機構 補助率：定額（国の定める基準単価×4月1日現在の被共済者数）	◆社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の処遇改善を図るために、独立行政法人福祉医療機構の行う退職手当共済事業に必要な経費を補助 ・共済契約者 1/3 ・国 1/3 ・県 1/3	特くなし	特くなし	独立行政法人福祉医療機構を経由して社会福祉施設職員	
			◆社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の処遇改善を図るために、独立行政法人福祉医療機構の行う退職手当共済事業に必要な経費を補助 ・共済契約者 1/3 ・国 1/3 ・県 1/3				

IV 次代を担うこども達を守り育てる環境づくり

1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり

(1) 保護を要するこどもを守る環境づくり	◎児童福祉諸費	◆児童、妊娠婦、知的障害者の福祉に関することを調査審議するため、児童福祉審議会を設置	◆委員 15名(児童福祉法では20名以内)を委嘱 学識経験者:7名、社会福祉事業従事者:8名 部会 ・保育部会(委員9名) ・保護育成部会(委員8名) ・施設部会(委員10名) ・母子部会(委員8名) ・児童虐待検証部会(委員4名) 任期:2年(H22.6.14～H24.6.13) H19 5回開催 H20 6回開催 H21 7回開催 H22 4回開催	◆児童福祉法改正により、親の同意が得られない場合の家裁の承認を得て行う施設入所が、有期限化(2年)されたことにより、その後も措置を継続する必要がある場合は再度家裁に更新の承認申立てが必要となつたため、当初だけではなく更新の場合も審議会を開催することが必要となり、煩雑。	◆児童福祉審議会の開催が頻回になることから、書面による決裁等を検討する必要がある。	児童養護施設等	



【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿					
							H21	H22	H23	H24～H30		
(1)保護を守ることで子どもを守る環境づくり	◎児童養護施設等児童措置費	<p>◆乳児院(1施設) 定員 35名 県内唯一の乳児院であり、常に満床に近い状態であったため、H23.4より定員を5名増員した。</p> <p>◆児童養護施設(8施設) 定員 431名 国の職員配置基準(加算分を含む)に対する職員定数超過率は123%である。 常に定員まで措置されている訳ではない。</p> <p>◆情緒障害児短期治療施設(1施設) 定員 30名(暫定20名)(通所 暫定1名)</p> <p>◆児童家庭支援センター 3施設</p> <p>◆自立援助ホーム 1施設</p> <p>◆ファミリーホーム 3施設</p> <p>◆養育里親登録数 42名25世帯</p> <p>◆助産施設委託 6施設(定員 32名)</p>	<p>◆ケア形態の小規模化の推進</p> <p>◆高知県里親連合会での制度説明の実施</p> <p>◆珠光寮と関係機関との連絡会を実施し、情短施設の役割と課題の整理や、措置児童の情報共有をし、より良い支援のあり方の検討を行う。</p> <p>◆自立援助ホーム(南風)の総会へ出席し、ホームの職員や入居児との交流(年1回)</p> <p>◆情緒障害児短期治療施設(1施設) 定員 30名(暫定20名)(通所 暫定1名)</p> <p>◆児童家庭支援センター 3施設</p> <p>◆自立援助ホーム 1施設</p> <p>◆ファミリーホーム 3施設</p> <p>◆養育里親登録数 42名25世帯</p> <p>◆助産施設委託 6施設(定員 32名)</p>	<p>◆被虐待児の措置が増える中で、よりきめ細かなケアが必要(児童養護施設基準超過率123%)</p> <p>◆珠光寮の通所の方について検討が必要</p> <p>◆小規模グループケアの推進</p> <p>◆里親やファミリーホームへの委託の推進</p> <p>◆措置費の実費分の用途が、各施設によって異なる。</p>	<p>「地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」が施行され、児童福祉施設の設備・運営に関する基準については、平成24年4月1日から条例制定が必要となる。経過措置が一年あるため、施設職員等を交え検討を行ったうえで、平成25年4月1日施行を目指す。</p> <p>児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に対する国の動向を注視し、適切に対応。</p>	児童養護施設等	<p>当初予算 1,656,218千円</p> <p>◆措置費加算について ・35人以上の施設で職員定数及び3歳未満児、年少児定数を満たす施設に加算(3施設)</p> <p>・被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設)</p> <p>・入所から退所に至るまでの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設)</p> <p>・6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置(7施設)</p> <p>・心理療法担当職員加算(3施設)</p> <p>・医療的ケア及び健康管理を行なうため職員加算(1施設)</p>	<p>当初予算 1,704,718千円</p> <p>◆措置費加算について ・35人以下の施設で職員定数及び3歳未満児、年少児定数を満たす施設に指導員特別加算(3施設)</p> <p>・被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設)</p> <p>・入所から退所までの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設)</p> <p>・6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置加算(8施設)</p> <p>・心理療法担当職員加算(3施設)</p> <p>・医療的ケア及び健康管理を行なうため職員加算(1施設)</p>	<p>当初予算 1,704,718千円</p> <p>◆措置費加算について ・35人以下の施設で職員定数及び3歳未満児、年少児定数を満たす施設に指導員特別加算(3施設)</p> <p>・被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設)</p> <p>・入所から退所までの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設)</p> <p>・6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置加算(8施設)</p> <p>・心理療法担当職員加算(3施設)</p> <p>・医療的ケア及び健康管理を行なうため職員加算(1施設)</p>	<p>当初予算 3,009千円 産休 520日 病休 22日</p> <p>◆事業実績人數 産休 7人</p> <p>◆事業実績日数 産休353日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・児童養護施設 3件 ・知的障害児施設 1件 ・児童自立支援施設 2件</p>	<p>当初予算 3,009千円 産休 520日 病休 22日</p> <p>◆事業実績人數 産休12人 病休2人</p> <p>◆事業実績日数 産休 677日 病休 44日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・乳児院 1件 ・児童養護施設 4件 ・情緒障害児短期治療施設 1件 ・知的障害児施設 2件 ・重症心身障害児施設 2件</p>	<p>◆引き続き対象施設への補助を行い、施設の処遇向上と職員の福利厚生を図る</p> <p>◆基準単価、補助率等他県の状況を参考に、適宜見直しを行い、継続して事業を実施していく</p>
	◎児童福祉施設等代替職員雇用事業	<p>◆児童養護施設等については、障害者や高齢者の施設とは異なり、入所人員の動きが大きい。</p> <p>◆「児童福祉施設最低基準」により職員の職種や定数が定められている。</p> <p>◆職員が産休や病休で長期休暇を取得する場合、代替職員が必要となるため、その職員の代替として雇用した場合のみ助成を行っている。</p>	<p>◆昭和54年の事業開始以来、対象施設に補助し、施設における児童等の処遇の向上と職員の福利厚生を図ってきた</p> <p>事業実績 H20 産休 12人 病休 1人 H21 産休 7人 H22 産休 12人 病休 2名</p>	<p>◆施設によって、産休者等の給与が無給のところがある。</p> <p>◆同内容で実施している教育委員会幼保支援課と協議しながら、事業の継続について協議していく。</p> <p>◆産休中の職員の給料について、就業規則で無給としている施設に対して、有給にするよう指導していく。</p>	児童福祉施設等	<p>当初予算 2,920千円</p> <p>◆実績人數 産休12人 病休2人</p> <p>◆事業実績日数 産休 677日 病休 44日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・乳児院 1件 ・児童養護施設 4件 ・情緒障害児短期治療施設 1件 ・知的障害児施設 2件 ・重症心身障害児施設 2件</p>	<p>当初予算 3,009千円 産休 520日 病休 22日</p> <p>◆事業実績人數 産休12人 病休2人</p> <p>◆事業実績日数 産休 677日 病休 44日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・乳児院 1件 ・児童養護施設 4件 ・情緒障害児短期治療施設 1件 ・知的障害児施設 2件 ・重症心身障害児施設 2件</p>	<p>当初予算 3,009千円 産休 520日 病休 22日</p> <p>◆事業実績人數 産休12人 病休2人</p> <p>◆事業実績日数 産休 677日 病休 44日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・乳児院 1件 ・児童養護施設 4件 ・情緒障害児短期治療施設 1件 ・知的障害児施設 2件 ・重症心身障害児施設 2件</p>	<p>当初予算 3,009千円 産休 520日 病休 22日</p> <p>◆事業実績人數 産休12人 病休2人</p> <p>◆事業実績日数 産休 677日 病休 44日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・乳児院 1件 ・児童養護施設 4件 ・情緒障害児短期治療施設 1件 ・知的障害児施設 2件 ・重症心身障害児施設 2件</p>	<p>当初予算 3,009千円 産休 520日 病休 22日</p> <p>◆事業実績人數 産休12人 病休2人</p> <p>◆事業実績日数 産休 677日 病休 44日</p> <p>◆事業実績施設件数 ・乳児院 1件 ・児童養護施設 4件 ・情緒障害児短期治療施設 1件 ・知的障害児施設 2件 ・重症心身障害児施設 2件</p>		

【課名:児童家庭課】

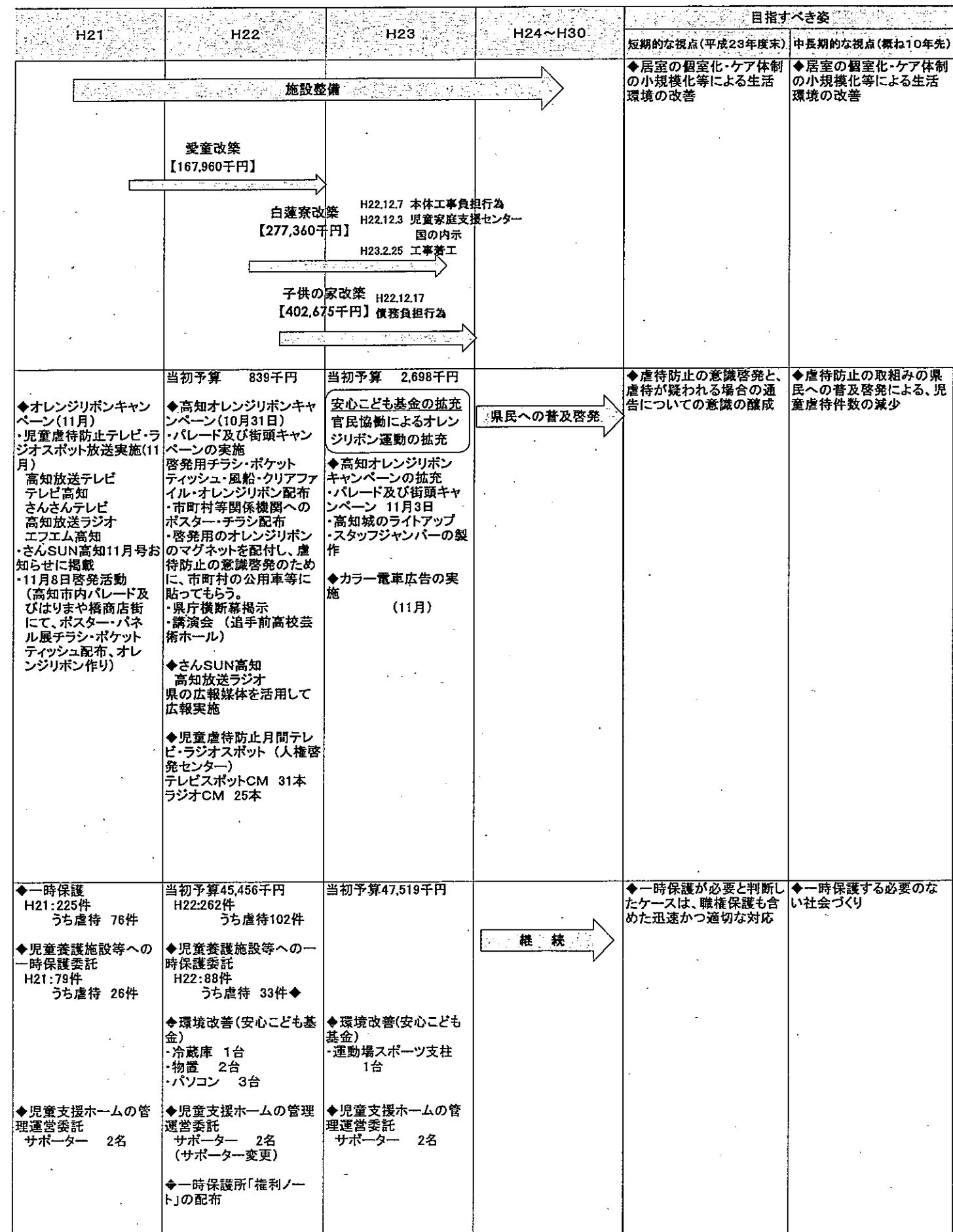
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組	課題	これからの対策	対象者	目標すべき姿				
							区分	年齢	H21	H22	H23
(1)保護を要するこどもを守る環境づくり	◎入所施設振興事業	<p>◆児童養護施設等に入所する児童への支援を充実するための取組みに対する助成のほか入所児童の権利擁護を推進するための取組みを実施</p> <p>◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について助成をしていたが、安心こども基金を活用できるようになり、H22はゼロ査定。H23は、予算要求していない。</p>	<p>◆児童養護施設等が行う耐震診断、耐震対策の設備購入あるいは国庫補助の対象となるない小規模な緊急修繕などに要する経費への助成</p> <p>◆高知県児童養護施設協議会が行う研修会の経費への助成</p> <p>◆入所児童が就職した場合の祝い金の支給</p> <p>◆施設が行う入所児童の学習サポート(家庭教師の雇用)経費への助成も行っていたが、措置費の学習指導加算の対象枠が拡大されたため廃止。</p> <p>◆入所児童権利擁護ノート作成・内容を説明したうえでの配付。</p>	<p>(今まで何に取り組んできたか)</p> <p>(今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか)</p> <p>◆厳しい財政状況のなかで、補助限度額等が少ない</p> <p>◆予算額の推移 H23: 610千円 H22: 895千円 H21: 2,191千円 H20: 3,860千円 H19: 2,428千円 ※H20は、寄附金を活用した限り予算あり</p> <p>◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について、安心こども基金をH22から活用しているが、安心こども基金が終了した後、施設の経営の安定並びに入所児童への処遇の向上を図るために、継続する必要がある。</p>	<p>施設等のニーズを把握したうえで、対応の要否等を検討し、入所児童への支援を充実するための取組みに助成を行っていく。</p>	<p>●児童養護施設等 ●祝金Ⅱ施設等退所児童</p>	<p>当初予算 895千円</p> <p>◆民間入所児童指導事務費補助金 補助先: 高知県児童養護施設協議会 補助金額: 222千円 21年9月4日 処遇技術向上専門研修 講師: あゆみの丘副園長 堀 健一 22年3月17日 処遇技術向上専門研修 講師: 大阪大谷大学教授 農野 寛治</p> <p>◆退所児童自立定着指導事業(就職祝金) 10,000円×15人</p> <p>◆入所児童権利擁護ノートを児童養護施設等職員とのワーキンググループにて作成。</p>	<p>当初予算 610千円</p> <p>◆民間入所児童指導事務費補助金 補助先: 高知県児童養護施設協議会 補助金額: 定額 200千円×2回 実績なし</p> <p>◆退所児童自立定着指導事業(就職祝金) 13名</p> <p>◆入所児童権利擁護ノートの配付(児相職員が各施設に入所している子どもたちに内容を説明して配付) ◆サポートケアにおいて、子どもの権利保障について確認 ◆被措置児童等虐待対応ガイドラン(案)を、児童養護施設等職員とのワーキンググループにて作成。 1回目: 11月29日 2回目: 2月7日 3回目: 3月31日</p>	<p>施設のニーズにあった事業の実施</p> 	<p>短期的な視点(平成23年度末) 中長期的な視点(概ね10年先)</p> <p>◆緊急修繕等に柔軟に、かつ直ぐ対応できる制度を国で実現 措置費という限られた財源で運営しており、修繕が必要となった場合、金額によっては対応が厳しい</p> <p>◆児童養護施設等については、児童を定員まで必ず措置できるものではないため、国庫補助金を活用できないような、緊急の修繕等について、県費にて事業実施をしていく。</p> <p>◆ケア単位の小規模化の推進</p>	
	◎民間入所施設緊急整備事業費	安心こども基金を活用し、児童養護施設等の入所児童等の生活向上のための環境改善への取り組みに対しての助成や、施設職員の資質向上を図るための研修費用への助成を行った。	◆老朽化した遊具や冷蔵庫等の更新・新設、入所児童の生活環境の改善のための施設改修等に対する助成や、施設職員の資質向上を図るための研修費用への補助を行った。	安心こども基金の活用はH23年度末までであり、その後のニーズへの対応	H23年度中に可能な限りの環境改善の推進と、その後のニーズへの対応の検討	児童養護施設等	<p>◆民間入所施設緊急整備事業費 54,564千円 補助率: 10/10(安心こども基金) 補助先: 児童福祉施設等 補助区分 ・老朽化遊具の更新 ・食品の安全対策 ・生活環境の改善 補助施設 児童福祉施設等 12か所</p> <p>◆民間入所施設職員研修事業費補助金 1,321千円 補助率: 10/10(安心こども基金) 補助先: 児童福祉施設等 補助対象: 職員研修(長期・短期) 補助施設: 児童福祉施設 8施設29人</p>	<p>◆民間入所施設緊急整備事業費 103,850千円 補助率: 10/10(安心こども基金) 補助先: 児童福祉施設等 補助区分 ・老朽化遊具の更新 ・食品の安全対策 ・生活環境の改善 補助施設 児童福祉施設等 21か所 111,878千円</p> <p>◆民間入所施設職員研修事業費補助金 21,212千円 補助率: 10/10(安心こども基金) 補助先: 児童福祉施設等 補助対象: 職員研修(長期・短期) 補助施設: 児童福祉施設 11施設124名 4,881千円</p>	<p>◆民間入所施設緊急整備事業費 40,774千円 補助率: 10/10(安心こども基金) 補助先: 児童福祉施設等 補助区分 ・老朽化遊具の更新 ・食品の安全対策 ・生活環境の改善 ・学習環境改善 補助施設 児童福祉施設等</p> <p>◆民間入所施設職員研修事業費補助金 9,336千円 補助率: 10/10(安心こども基金) 補助先: 児童福祉施設等 補助対象: 職員研修(長期・短期) 補助施設: 児童福祉施設 11施設124名 4,881千円</p>	<p>◆基金活用による各施設の整備完了</p>	<p>◆施設のニーズに対応できるような柔軟な助成制度の確立</p>

【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		区分	年齢
（1）保護を要するこどもを守る環境づくり	◎社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金事業費 ◎児童福祉施設整備助成事業費	◆児童養護施設等の耐震化の状況 乳児院(1施設) 耐震化済み 児童養護施設(8施設) 改築済み・4施設 耐震化済み・1施設 児童自立支援施設(1施設) 現在改築中 情緒障害児短期治療施設(1施設) H18新築 ◆児童家庭支援センターの整備に対する補助	◆国の施設整備補助金を活用し、順次改築を進めてきた。 ※H15博愛園 H20愛仁園・若草園 H22愛室園	◆東日本大震災での津波による被害を教訓に、建て替え高層化や浸水の心配のない地域への移転改築の検討が必要 ◆築40年を超える聖園ベビーホームと聖園天使園(いずれも耐震化済)の児童の生活環境の改善。	◆既存の補助制度より有利な「社会福祉施設等耐震化等臨時特別基金」が条件付でH24まで延長されることとなつたため、津波による被害を想定して立て替え高層化や浸水の心配のない地域への移転改築等再検討の必要な施設に対し、早急に検討するように働きかける。	児童養護施設等		
◎児童虐待防止対策事業	◆18歳未満の子ども人口(9月30日現在住民基本台帳人口) H18 124,531人 ↓ H22 116,239人 (8,292人減) ◆児童虐待相談対応件数 H18 受付 242件 対応 146件 H22 受付 312件 対応 142件 ◆子ども人口が減少している中で、虐待件数は高止まりにあり、子どもを取り巻く状況は悪化している。	◆官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの実施 ◆人権啓発センターとのタイアップによるテレビ・ラジオによる虐待通告義務等の広報	◆事業効果が目に見える ◆啓発活動を行っているが、虐待件数は高止まり状態が続いている。	◆少ない費用で今以上に有効な啓発方法の検討 ◆H21年度に、民間施設が中心となって始めた虐待防止の意識啓発のためのオレンジリボンキャンペーンを官民協働で実施・拡充。				
◎中央一時保護所費	◆一時保護が必要な児童の保護 一時保護の状況	◆子どもの安全と最善の利益を優先し、一時保護に保護者の同意が得られない場合の職権による保護の積極的実施	◆一時保護所の環境改善	◆子どもの安全と最善の利益を優先した取組みの継続 ◆県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会において、子どもに関する総合的な相談機関のあり方について、検討を行う。	児童 18歳未満			



【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできましたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手(進まなかつた、できなかつたのか)	課題	これからの対策 区分 年齢	対象者	目指すべき姿															
							H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)										
(1)保護を要するこどもを守る環境づくり	◎中央児童相談所費	■児童相談所の組織・運営体制の強化																				
	◎幡多児童相談所費	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童及びその家庭について、専門職員等が調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。 ◆中央児童相談所職員の増員 34人→42人→43人 H20 H21 H22・23 ◆児童福祉司 H20:2名 増(中央児相) ◆児童虐待対応チーム拡充: 7→11名 ◆里親支援担当チーフの配置 ◆児童心理司 H22:1名 増(幡多児相) ◆管轄区域の変更(四十町) ◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを実施 						<p>◆実施手順の見直し</p> <p>◆スーパーバイズや進行管理等マネジメント力の向上</p> <p>◆毎月の定期点検</p> <p>◆児童福祉司マニュアルの作成・改訂</p> <p>◆アセスメントシート改訂</p> <p>◆計画的な人材確保</p> <p>◆児童虐待対応チームの設置</p> <p>◆外部専門家の定期的な招へい</p> <p>◆児童虐待対応の先進地への派遣研修</p> <p>◆裁判所への法的手続きを弁護士に委託</p> <p>◆幡多児童相談所の改築</p>				<p>◆専門職のキャリア形成プランの検討</p> <p>◆ケース対応における関係機関との更なる連携強化</p> <p>◆職員の専門性の確保と向上</p> <p>◆関係機関との連携の強化</p>		児童 18歳未満	<p>◆市町村とともにケース対応が協働してできている</p> <p>◆児童相談所内の各課長が、ケースの適格なスーパーバイズができる</p> <p>◆児童相談所内で、各チーフが適格なスーパーバイズができる</p> <p>◆入所児童等の心理ケアや自立支援を、施設と市町村・児童相談所が協働して実施</p> <p>◆主体的な対応を行っている市町村に、専門機関として充分な後方支援ができる</p>							

【課名:児童家庭課】

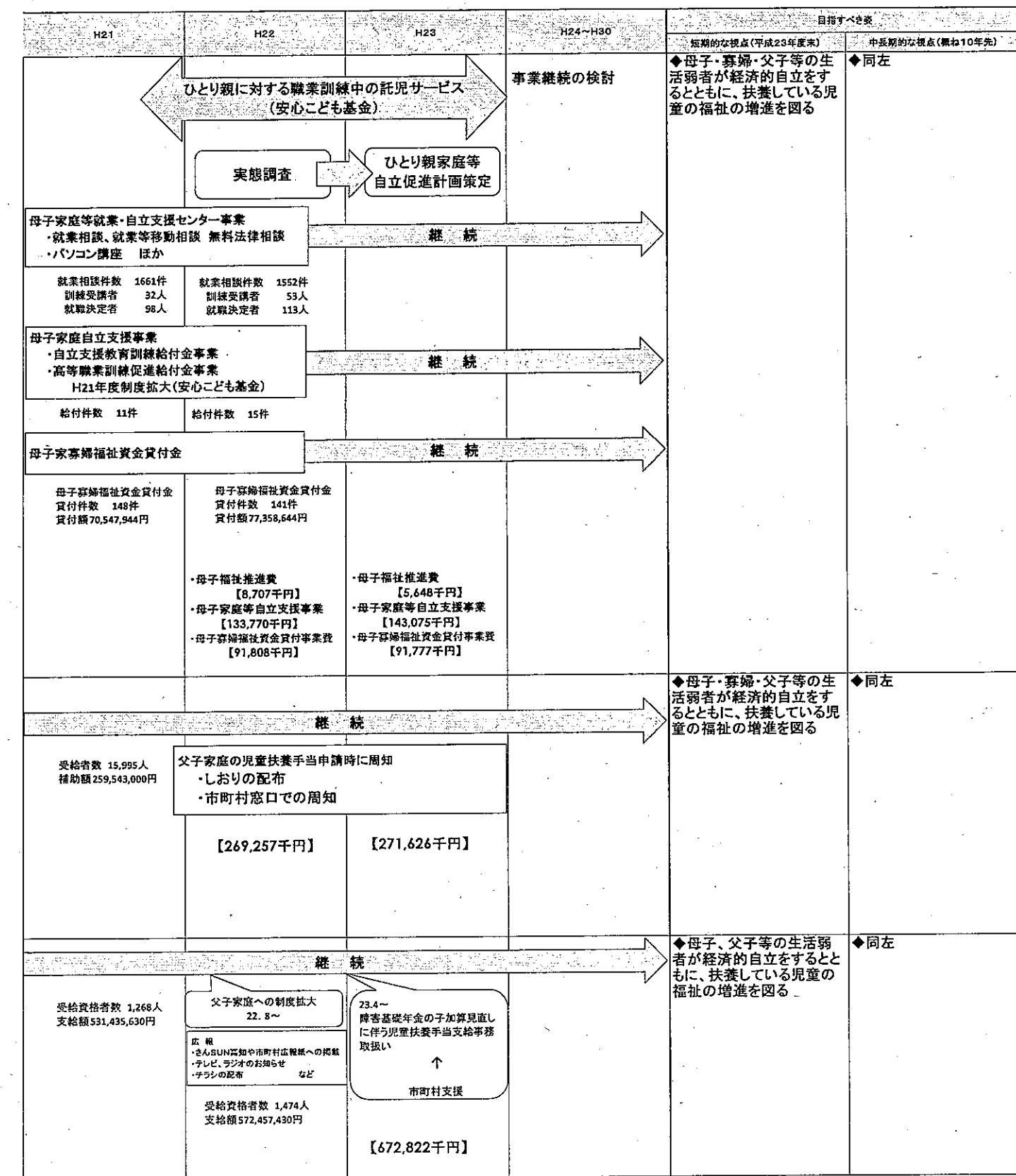
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけなかったのか)	これからの対策 区分 年齢	対象者	目標すべき姿			
							H21	H22	H23	H24～H30
(1)保護を要する「子どもを守る環境づくり	◎家庭支援相談等事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童の相談体制の強化のために、電話相談をアウトソーシング(H18～) H22年度 相談件数 229件 ◆人材育成のため児童福祉司任用資格取得講習会を開催 ◆外部専門家の招へい 児童相談所の運営を詳しい専門家を定期的に招いての指導を実施 ◆法的対応力の強化 法的対応力のスキルを補うため、相談や助言だけでなく、裁判所への法的手続きを弁護士に委託 ◆児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職や、アパート等の貸借ができるよう身元保証人の確保を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆電話相談事業を外部委託により実施 ◆毎年、市町村職員のほか児童問題関係職員を対象とした研修会を開催 ◆平成20年度から児童福祉司任用資格取得講習会の実施 ◆県外の児童相談所所長経験者を定期的に招いての運営力の強化 ◆裁判所への必要書類の作成等を弁護士に委託 ◆施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結する身元保証人確保対策事業の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童相談所の運営力を強化するため、外部専門家の常勤雇用の実現 → 大阪府職員や定期的に招へいしている専門家の招へいするも実現せず ◆児童相談所の運営力の強化に向けた継続的取組み(定期的な専門家の招へいの継続か、常勤の専門家の招致) ◆児童家庭相談体制を強化するため、市町村職員をはじめとする関係者の資質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安心こども基金を活用した相談体制の整備への支援 					
							<p>◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～19:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談件数 236件</p> <p>◆市町村児童家庭相談体制整備事業 予算額 2,742千円 ・補助先 市町村 ・補助率 1/2 安心こども基金を活用し、備品整備や職員の資質向上のための研修受講経費を助成する (相談体制整備)(5市町) (職員資質向上)(4市町)</p> <p>◆児童問題関係職員研修会(市町村職員ほか8月に2日間開催) 400名</p> <p>◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月12月の6日間) 受講修了者 県 2名 市町村 5名</p> <p>◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回</p> <p>◆児童虐待対応専門家委嘱 医師 1名 弁護士 1名</p> <p>◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 清瀬悦子 2件</p> <p>◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) ・派遣職員 3名 (短期1・長期2)</p>	<p>当初予算 18,044千円 ◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～18:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談件数 229件</p> <p>◆市町村児童虐待防止対策緊急強化事業 予算額 30,400千円 ・補助先 市町村 ・補助率 10/10 安心こども基金を活用し、備品整備や職員の資質向上のための研修受講経費を助成する</p> <p>◆児童問題関係職員研修会(市町村職員ほか) 8月25のべ142名参加 8月26のべ198名参加</p> <p>◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月～12月実施) 受講修了者 県 4名 市町村 4名</p> <p>◆児童相談システムの導入(開発)</p> <p>◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回予定</p> <p>◆児童虐待対応専門家委嘱 医師 1名 弁護士 2名</p> <p>◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 清瀬悦子 0件</p> <p>◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) ・派遣職員 2名(長期)</p> <p>◆児童虐待予防モデル事業 ・保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の発見や対応の仕方等についての研修(あまえ療法)をNPO法人カンガルーの会に委託して、播磨地域でモデル的に実施。</p>	<p>当初予算 66,911千円 ◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～18:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談件数 229件</p> <p>◆市町村児童虐待防止対策緊急強化事業 予算額 30,400千円 ・補助先 市町村 ・補助率 10/10 安心こども基金を活用し、備品整備や職員の資質向上のための研修受講経費を助成する</p> <p>◆児童問題関係職員研修会(市町村職員ほか) 8月25・26日</p> <p>◆児童福祉司任用資格取得講習会</p> <p>◆児童相談システムの導入(稼働)</p> <p>◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回予定</p> <p>◆児童虐待対応専門家委嘱 医師 1名 弁護士 2名</p> <p>◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 清瀬悦子</p> <p>◆スーパー・バイザー(心理)の招へい(年4回)</p> <p>◆CSPトレーナー研修の実施 9月1・2・3日</p> <p>◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) ・派遣職員 2名(長期)</p> <p>◆児童虐待予防モデル事業 ・保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の発見や対応の仕方等についての研修(あまえ療法)をNPO法人カンガルーの会に委託して、播磨地域でモデル的に実施。</p>	<p>◆児童相談所及び市町村の職員の専門性の向上</p> <p>・要保護児童対策地域協議会における進行管理が、保健と福祉分野との連携により周産期からの取り組みとして実施されている</p> <p>◆市町村に要保護児童対策地域協議会のコーディネーターがしっかりできる職員が配置されている</p> <p>◆各市町村の保健と福祉の分野が十分に連携を図り、虐待予防の視点に立った取組みが仕組みとしてできている</p>

【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

子育体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、でいたか)	これからの対策 (今後なぜ上手く進むか)	対象者 区分・年齢
② 母子家庭等の自立支援	<p>◎母子福祉推進費</p> <p>◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。</p> <p>17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 56.2% 150万円～350万円 34.7%</p> <p>※H21年度 母子寡婦福祉資金貸付金制度改正 (連帯保証人が不要など)</p> <p>※平成21年6月～ 自立支援給付金の制度拡大 103,000円(1ヶ月)</p> <p>◆父子家庭も母子家庭同様、経済的に厳しい状態の家庭が増えている。</p> <p>17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 16.3% 150万円～350万円 49.3%</p> <p>※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給</p>	<p>これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)</p> <p>◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援を行った。</p> <p>22年度 就業相談件数 1552件 就職決定者 113人 (常用雇用 37%)</p> <p>21年度 就業相談件数 1661件 就職決定者 98人 (常用雇用 40%)</p> <p>◆母子家庭の母が職業訓練等を受ける際の生活費の給付等</p> <p>22年度 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 15件</p> <p>◆母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸し付けることで、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。</p> <p>S28年度～実施</p> <p>22年度 貸付件数 141件 貸付額 77,358,644円</p> <p>21年度 貸付件数 148件 貸付額 70,547,944円</p>	<p>これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)</p> <p>◆就業自立支援</p> <p>雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯の問題や対象者のスキルが低さなどにより、臨時、パート雇用が多く、望む就職に就職するのが難しくなった。</p> <p>◆貸付金事業</p> <p>給付金ではなく貸付金であるため返済しなければならず、株式資金等では、貸付額が300万円になり、長期間の返済になる。もともと生活が厳しい母子家庭等では、返済も</p> <p>◆貸付金事業</p> <p>未収金が約4千500万円に上り、償還回収が困難な例もみられる。</p> <p>◆貸付金事業</p> <p>税外未収金対策の一環として債権回収</p> <p>◆ひとり親家庭等自立促進計画策定</p> <p>ひとり親家庭の自立を促進するための支援のあり方や方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図るために活用</p>	<p>これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)</p> <p>◆就業自立支援</p> <p>雇業訓練・研修 → スキルアップ</p> <p>◆給付金の支給 → 加藤を受け易くする 【父子家庭への制度拡大の要望】</p> <p>◆託児サービス → 訓練を受け易くする</p> <p>◆就業自立支援</p> <p>転勤相談数の増 → 対象者への自立支援増</p> <p>◆貸付金事業</p> <p>税外未収金対策の一環として債権回収</p> <p>◆ひとり親家庭等自立促進計画策定</p> <p>ひとり親家庭の自立を促進するための支援のあり方や方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図るために活用</p>	<p>母子・父子・寡婦等</p>
◎ひとり親家庭医療費助成事業費	<p>◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。</p> <p>・保険診療による医療費の自己負担分等を給付 ・市町村が支払った額の1/2以内で県が補助</p> <p>実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)</p>	<p>◆母子・父子家庭への医療費に助成する市町村への補助</p> <p>22年度 受給者数 15,401人 補助額 246,969,000円</p> <p>21年度 受給者数 15,985人 補助額 259,543,000円</p>	<p>◆父子家庭の利用が少ない</p> <p>父子家庭の利用割合 (20, 21平均) 約3%</p>	<p>◆父子家庭の所得が母子家庭よりも高いこともあり、利用が少ないと思われるが、児童扶養手当の父子拡大と合わせ、制度の周知に向け一層の広報に努める。</p>	<p>母子・父子・寡婦等</p>
◎児童扶養手当費	<p>◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。</p> <p>※平成22年8月～ 父子家庭への児童扶養手当支給</p> <p>実施時期 S37.1～</p>	<p>◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給</p> <p>22年度 受給資格者数 1,474人 給付費 572,457,430円</p> <p>21年度 受給資格者数 1,268人 給付費 531,435,630円</p>	<p>◆障害基礎年金の子加算見直しに伴う児童扶養手当支給取扱い</p> <p>◆23.4から障害基礎年金の子加算見直しが行われることに伴う児童扶養手当支給事務取扱いについて、市町村に対する支援を行う。</p>	<p>母子・父子等</p>	



【課名:児童家庭課】

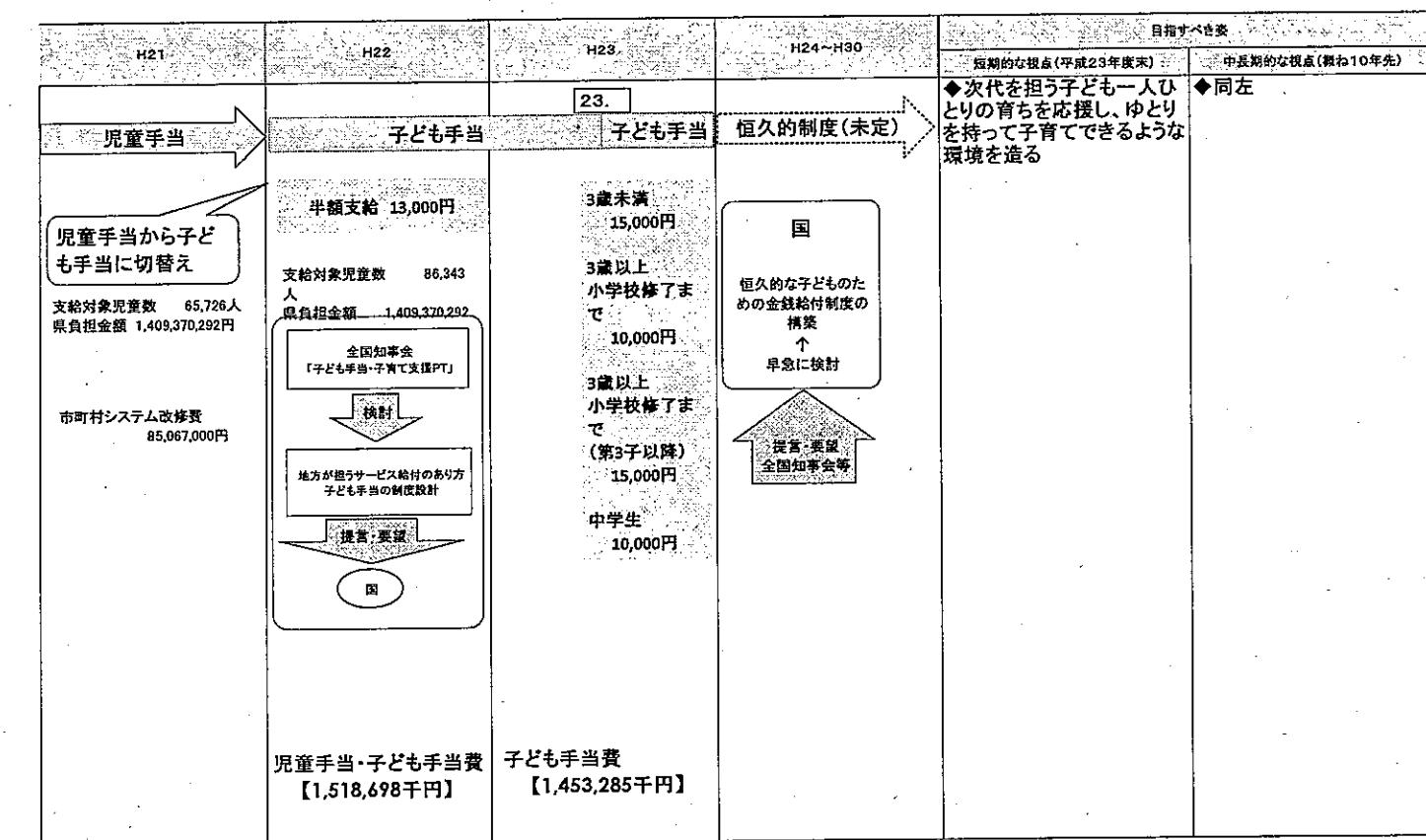
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかっただけか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっただけか)	これからの対策 (今までなぜ上手く進まなかっただけか)	対象者 区分 年齢	目標すべき姿				
						H21	H22	H23	H24～H30	
(3)健全育成への環境づくり	◎青少年対策推進費	◆有害情報の氾濫等、青少年をめぐる環境の悪化	◆社会環境の変化に対応した青少年保護育成条例の改正等、青少年に悪影響を及ぼす環境からの保護	◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、継続した支援、県民への啓発活動が必要	◆有害環境からの青少年の護る活動や県民への啓発は現在の取り組みを息長く継続	18歳未満 中心	短期的な視点(平成23年度末) ◆県民全体で青少年が健	中長期的な視点(概ね10年先) ◆同左		
	◎こどもの環境づくり事業費	◆ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、青少年の抱える問題の深刻化 ◆家庭機能、地域機能の低下 ◆刑法犯少年は減少傾向であるが非行率は全国ワースト上位で推移 H20犯罪少年:768人 非行率ワースト3位 H20触法少年:191人 非行率ワースト7位 ◆不登校児童生徒 H20:848人 ワースト6位 ◆高校中退者 H20:227人 ワースト5位 ◆若年無業者数 H19 5,330人 15～34歳人口に占める割合3.3% (全国2.1%)	◆非行予防のための少年補導活動への支援 ◆県民の非行防止、健全育成意識の高揚のための啓発活動 ◆各種機関による相談 -児童相談所 -少年サポートセンター -教育相談機関 -少年補導センター -若者サポートステーション -ひきこもり地域支援センター	◆青少年の問題は多様化しており、各種相談機関等の連携による支援が必要	◆子ども・若者育成支援法の趣旨(目的)である社会生活を営む上の困難を有する青少年等を支援するためのネットワークの整備を検討		経 続			
						・非行防止・健全育成の広報啓発 7月間の実施 11月間の実施 ・青少年保護育成条例の広報、啓発	・青少年対策推進【3,141千円】	・青少年対策推進【3,021千円】		
						・児童館活動の支援 ・少年補導センターの支援	・こどもの環境づくり【1,340千円】	・こどもの環境づくり【970千円】		
						・H21.7「子ども若者育成支援推進法」交付	→ H22年4月1日 法律施行 → H22年7月 法に基づく国の大綱「子ども・若者ビジョン」の制定	・子ども・若者育成推進法に基づく県計画の策定	計画推進	
	◎希望が丘学園	◆関係機関からの信頼と理解が十分でなく、施設の活用(入所措置)が低迷 定員40名に対し、月平均在籍児童数は -H18 20名 -H19 11名 -H20 9名	◆児童自立支援施設として、不良行為等により入所した児童に対し、個々の児童の状況に応じた教育や指導を行い児童の自立を支援	◆職員の児童支援の力量不足 -経験の浅い職員が多い -行政経験のみの職員の配置	◆職員の児童処遇技術の向上 -専門性の向上 -児童支援のノウハウを伝承できる中核職員の育成	18歳未満 (小・中学生中心)	専門性の向上 ・選考試験による職員採用 ・研修予算の確保	【38,040千円】 (人件費・改革関係予算を除く)	【42,311千円】 (人件費・改革関係予算を除く)	経 続
						・月平均在籍児童数 H21 10名	・月平均在籍児童数 H22 16名			
							本館・給食棟改築 実施設計完了 ・本館仮設施設レンタル契約	本館・給食棟 改築工事 【310,567千円】		

【課名:児童家庭課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかっ、でなかつたのか)	これからの方策	対象者	
					区分	年齢
（4）子育て家庭への支援	◎児童手当・子ども手当費	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育てにかかる費用が大きい ◆子育て環境の不備 ◆子どもの貧困 	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童手当実施時期 S47年1月～ ◆23.9月までは、22年度の制度(つなぎ法) ◆23.10月以降は、「平成23年度における子ども手当支給等に関する特別措置法」が成立 ◆22年度は児童手当の制度を残し、地方自治体も財源を負担 ◆子ども手当 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるシステム改修 ・制度改正に伴う市町村事務への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国の動向に注視し24年度以降の制度設計についての情報収集 ◆制度の変更に伴う市町村事務に対する支援 ◆制度の周知徹底 	0歳～15歳になつた年の3月31日までの子ども	



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:少子対策課】

予算体系項目 事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手(悪くなかった)、できなかったのか)	課題 (今までなぜ上手(悪くなかった)、できなかったのか)	これからの対策 (今までなぜ上手(悪くなかった)、できなかったのか)	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)	
						目標すべき姿						
IV 次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり 1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり (3)健全育成への環境づくり こどもの環境づくり事業費 (こども条例推進事業費)	◆一人一人のこどもが、幸せで、豊かに育ち、自分の人生の主人公でいられることを大人が支援し、こどもが高知県で育ってよかったですと感じられるような社会をめざすとして条例を制定 ◆条例の認知度 +H20シールアンケート 知っている:41% 知らない:59%	◆こども条例の創定 ◆高知県こどもの環境づくり推進計画の開催(H19.3) ◆高知県こどもの環境づくり推進委員会の設置(H17.3) ◆現在第3期(H22.1～) 委員15人(内高校生1人) ◆高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催(H17～) ◆こども条例記念日フォーラムの開催(H19～) ◆「こども条例」パネル展示・シールアンケート(H20～) ◆「さくみUN高知」はいすぐるタイムス(H19) ◆新小学1年生へのパンフレットの配布	◆こども条例の広がり ◆こども条例の周知、啓発 ・イベントの開催や各種研修会での説明、冊子の配布など、こども条例の周知、啓発を行う			●周知・啓発 ・高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催(4回) ・こども条例記念日フォーラムの開催(H21.8.22) ・こども条例バトル展示・シールアンケートの実施 ・県内新小学生1年生へのパンフレットの配布 ・教育委員会主催研修会でのこども条例の啓発(3回) ※H21シールアンケート結果 知っている:35% 知らない:65%	●周知・啓発 ・高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催(年4回予定) ・こども条例記念日フォーラムの開催 ・「こども条例」パネル展示・シールアンケートの実施 ・県内小学4年生へのパンフレットの配布			○こども条例の認知度のアップ →	・こども条例の認知度のアップ → こども条例の理念を踏まえた地域での活動が広がっている	
★こうちこどもプランの推進と進行管理 ◆次世代育成支援対策推進法第9条の基づく高知県の行動計画 ・人口の自然減、社会率が進行し、少子化に歯止めがかかるない状況 ・児童虐待による致死事件の発生や現象及び生徒の学力・体力面での低迷、雇用情勢の悪化など、こどもを取り巻く環境は厳しい	◆H22.3こうちこどもプラン(後期計画)の策定 計画期間:H22～H26	◆進行管理方法 ◆検証の仕方 ◆目標事業量の着実な達成	●各部局が責任を持った取組み ●PDCAサイクルによる進行管理			●こうちこどもプランの策定(H22.3) ●プランの施策に基づく線表の作成	●プランの施策に基づく線表の修正 ・施策の進捗に基づく線表の修正			○プランに沿った取組の策定・推進 →	・プランの目指す社会像である「こどもを育てやすい環境づくり」の実現	
2 少子化対策の推進 (1)県民運動の推進 少子化対策推進費 少子化対策県民運動推進事業費	◆人口減少と高齢化 人口自然減(平成2年～) 少子高齢化の進行 (高知県少子化対策推進県民会議) 設立:H20.2 構成:県内各分野33団体 ・出生率(千人台) 15.5～7.2(全国45位) ・合計特殊出生率 2.03～1.29(全国37位) ◆少子化の要因<1> 子育てへの不安・負担感の増大による夫婦の持つ子供数の減少 ・核家族の割合 56.8% 全国29位 ・共働き世帯 世帯数の48.6% 全国20位 ・三世代同居世帯 6.8% 全国39位 (H17国勢調査)	●高知県少子化対策推進県民会議を中心とした企業・団体と連携した取組 (高知県少子化対策推進県民会議) 設立:H20.2 構成:県内各分野33団体 ・家族の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 ○子どものひとこと宝物 19年度～21年度 家庭のおもいで宝物 22年度 ・子育て応援フォーラム 20年度 11/3 21年度 11/8 22年度 10/24 ・テレビCMの制作・放映 21年度 制作放送 22年度 放送 (15秒×2 328回)	●県民運動の広がり ・県民会議やその取組の認知度の底上げ ・県民会議の構成団体から傘下の団体などへ活動の広がりがつくりきれない ●広報の充実	●各構成団体の取組の拡充	●子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組	●県民会議の構成団体(傘下の団体を含む)が他団体と連携して行う取組に助成 定額上限 100万円 実績3団体 (県民会議活動促進等交付金) ●広報・啓発 各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌・テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等	●子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組	●県民会議の各構成団体の活動の活性化 ・傘下の団体への広がり ・団体同士の連携 ●県民会議やその活動の認知度のアップ →	○県民会議の各構成団体の活動の活性化 ・県民運動の推進 ・子育てを応援する気運の醸成 ○県民会議やその活動の認知度のアップ →	自立した団体として活動 ・県民運動の推進 ・子育てを応援する気運の醸成		
	●民間事業所の協力による地域での子育て応援 ・オハナスペースの提供など子ども連れに嬉しい設備や商品割引・プレゼン特などの接待サービスの実施 第二期 H21.10/1 H23.3月末登録店舗数 477	●登録店舗数の伸び悩み 制度のPR不足 登録事業所のPR不足 (メリットが見えにくい)	●登録店舗数の増加、利用促進に向けた取組 ・広報により、県民に応援の店の制度、店舗を周知し、利用促進を図るとともに、応援の店として登録することのメリットを示す		●子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組	●家庭のおもいで宝物事業の実施 ・協賛企業10社 募集7/1～8/31 表彰10/24 ・子育て応援フォーラム2010 10.24オンラインモール高知 参加延べ人数約3,500人	●子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組	●家庭のおもいで宝物事業の実施 ・協賛企業10社 募集7/1～8/31 表彰10/24 ・子育て応援フォーラム2011 10.23オンラインモール高知	●子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組	●家庭のおもいで宝物事業の実施 ・協賛企業10社 募集7/1～8/31 表彰10/24 ・子育て応援フォーラム2011 10.23オンラインモール高知	○県民を巻き込んだ、より一層の県民運動の推進 →	すべての市町村で応援の店が登録され、身近に応援の店がある 応援の店のサービス内容のアップ
					●広報 ・情報誌(K+)での広報 (H21.10～H22.3) ・応援の店紹介冊子の作成 2万部 ・子育て応援情報紙等での紹介	●直販店への集中的な働きかけ ●広報 子育て応援情報紙等での紹介 など	●広報の店紹介冊子 のぼり看板 本数調査6月 配布(299本)	●広報の店紹介冊子作成 のぼり看板 のぼり作成(400本) 本数調査6月 配布(299本)	●広報の店紹介冊子 のぼり看板 のぼり作成(400本) 本数調査6月 配布(299本)	●広報の店紹介冊子 のぼり看板 のぼり作成(400本) 本数調査6月 配布(299本)	○「子育て応援の店」の拡大 ・目標:600	

【課名:少子対策課】

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状 (今まで何に取り組んできたか)	これまでの取組 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策 (今まで何に取り組んできたか)	対象者 区分 年齢	目標年次				目指すべき姿 ・短期的な視点(平成23年度末) ・中長期的な視点(概ね10年先)
							H21	H22	H23	H24～H30	
(2)地域の子育て支援 地域子育て推進費 安心こども基金積立金		<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て創生事業費補助金による支援 ・H21～H22 ●地域の子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 21市町村38施設 (H21.4現在) ・地域子育て支援拠点センター職員等への研修 ・子育て支援アドバイザーの派遣 ・子育て講座の委託 ・家庭教育サポーターの活動支援 ・子育て応援情報紙「大きくなれ」の発行 (H21～) ・企業での子育て出前講座の実施 ・出産・育児応援ポータルサイトの運営 ・子育て支援ポータルサイトの開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て創生事業費補助金による支援 ●子育て家庭の多様なニーズを踏まえた施策・取組みの展開 <ul style="list-style-type: none"> ・各施策の連携 		<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て創生事業費補助金による支援 ●子育て家庭の多様なニーズを踏まえた施策・取組みの展開 <ul style="list-style-type: none"> ・各施策の連携 	<p>6市町村 7事業 24,166千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村等の実施する地域の実情に応じた子育て支援への助成 ・民間施設のベビーベッド、ベビーキープ等の整備への助成 (地域子育て創生事業費補助金) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村等の実施する地域の実情に応じた子育て支援への助成 ・民間施設のベビーベッド、ベビーキープ等の整備への助成 (地域子育て創生事業費補助金) 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じた子育て支援の取組の広がり ○小さい子どもを連れて外出しやすい設備を整備した施設の増加 ○保護者等が子育てについての相談や情報を得る機会の増加 ○企業等による従業員の子育て支援や独身従業員の結婚応援の取組みの広がり 	
(3)独身者の出会いのきっかけづくり 出会いのきっかけ応援事業費	<ul style="list-style-type: none"> ◆少子化の要因<2> 未婚化・晚婚化への対応 (こうも出会いのきっかけ応援事業) ・平均初婚年齢(H22) 男性 30.3歳(全国15位) 女性 28.7歳(全国10位) ・生涯未婚率(H17) 男性 18.7(全国4位) 女性 9.04(全国5位) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆未婚化・晚婚化への対応 (こうも出会いのきっかけ応援事業) ・結婚を望みながら出会いの少ない独身者に対して出会いのきっかけとなる場を提供 ・出会いのきっかけ交流会 ・出会いのきっかけ応援事業費補助金 ・出会い応援団制度 ・地域のお世話焼きの仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ◆出会いのきっかけづくり ・県民全旗を中心とする企業・団体と連携した取組 ◆イベント実施後の参加者へのフォローアップ ◆地域のお世話焼きの仕組みづくり ◆効果的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◆出会いのきっかけづくり ・市町村やNPO等が実施する出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:9団体 企業等連携型:2団体 ・県主催の出会いのきっかけ交流会の開催 第1回(12月) 第2回(2月) ・出会い系の仕組みづくり ・効果的な情報提供 	<p>市町村やNPO等が実施する出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:9団体 企業等連携型:2団体</p> <p>出会いのきっかけ交流会の開催 10/11 四万十市 25歳～40歳 定員120人 応募121人 カブト121組 12/21 高知市 20歳～45歳 定員120人 応募122人カブト12組 2/11 高知市 25歳～40歳 定員120人 応募600人カブト11組</p> <p>出会い系の仕組みづくり</p> <p>効果的な情報提供</p>	<p>地域型:10団体 見直し</p> <p>出会いのきっかけ交流会の開催 H23.11月開催 11/16開催 受講者55名 11/2開催</p> <p>定期号2回 特集号3回 定期号2回 特集号2回</p> <p>7/1 リニューアル よくある相談事例や写真投稿コーナーの追加、イベント情報の充実、携帯サイトの充実など</p> <p>定期号2回 特集号3回 定期号2回 特集号2回</p> <p>企業での子育て出前講座の実施 5団体 5団体(予定)</p> <p>●企業や団体が行う従業員の子育て支援や独身従業員の結婚応援の取組みへの助成 (子育てやすい環境づくり推進事業費補助金)</p> <p>・子育て支援ポータルサイトの開設(H22)・運営 ・課HP後計整理、ポータルサイト内容検討</p>	<p>〇年間を通じた「出会いイベント」の開催</p> <p>〇婚活サークルの活動の活性化</p>	<p>県民を巻き込んだ出会いのきっかけを応援する雰囲気の醸成 結婚相談体制の充実</p>			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかつた、できなかつたのか)	これからの対策 (今後何をやることで問題が解決するか)	対象者 区分 年齢	目指すべき姿				
							短期的な視点(平成23年度末)	中期的な視点(概ね10年先)			
I ともに支え合う地域づくり	1 誰もが安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり	・指導監査を下記施設等に対して定期的に実施している	指導監査の実施内容 法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導	定期的に指導監査を実施しているにもかかわらず同じ指導監査結果を公表することで、適正な法人・施設運営を目指す。	1 指摘事項が改善されるまで指導を徹底して行うとともに、指導監査結果を公表すること、適正な法人・施設運営を目指す。 2 指摘事項が改善されない場合、主管課と情報共有を行い、特に運営に著しい不備等が認められた場合は特別監査を実施し、運営の改善を求める。						
(5) 施設サービスの充実 社会福祉施設等指導監査費	社会福祉施設 298施設 障害者 39 高齢者 62 児童 20 保育所 177	実施回数 原則2年に1回(保育所を含む児童福祉施設は1年に1回)	指導監査結果の公表	理事会審議が十分行われていない事が多い等 施設監査 利用者処遇 事故対応が不適切な事例等 防災対策 定期的な防災訓練の未実施等	3 近い将来発生が予想される南海地震や、風水害・土砂災害に対応するマニュアルの作成を促し、災害時の利用者の安全向上を図る。		H21～H23	H22定期指導監査実績 ・社会福祉施設 266 ・社会福祉法人 43 ・特例財団法人 50 ・特例財団法人 12	H23定期指導監査予定 ・社会福祉施設 286 ・社会福祉法人 38 ・特例財団法人 9	1 定期的な指導監査及び結果の公表により、適正な法人・施設運営、利用者の処遇向上を図る。 2 指摘事項が改善されない施設・法人に対し、継続的指導若しくは特別監査を実施し、基準遵守、利用者視点での改善を図る。 3 指摘事項が改善されるまで施設法人は、継続的指導若しくは特別監査を実施し、基準遵守、利用者視点での改善を図る。 4 災害時の要援護者対策の充実 火災・水害だけでなく南海地震や土砂災害対策への対応マニュアルの作成を推進し、災害発生時における利用者の安全確保を図る。	1 利用者サービスの質の向上 どの施設においても同じサービスが提供できる体制にいたゞく、利用者の個々のニーズにあつたサービスが提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。 2 災害時の要援護者対策の充実 災害発生時において、利用者の被害を最小限にする体制を整えるとともに、大規模災害発生時において在宅の要援護者の受け入れ態勢を充実するよう事業課とも協力して取り組む。
3 セーフティネット施策の充実・強化	(1) 低所得者の生活支援の充実・強化 住宅手当緊急特別措置事業費(住宅手当緊急特別措置事業費) 緊急雇用創出臨時特例基金積立金	・本県の住宅手当緊急特別措置事業の支給決定者数: 228人 (H23.3末) ・就労支援員(市分): 9市19人	・H21.10.1に住宅手当緊急特別措置事業の開始 ・ワン・ストップ・サービスへの参加(12/21) ・年末緊急相談窓口への参加(12/29・30) ・H22.4.1から支給要件緩和(収入要件の緩和、支給期間の延長) ・11市中、8市で就労支援員を配置し、就労指導・国に対して、住宅手当及び就労支援員制度のH23年度以降の延長を提案	・さんさん高知への掲載、チラシの配布、テレビ・ラジオなど広報を行っているが、申込者が少ない ・時限措置であり、H22年度末が最終の支給決定となる ・就労支援について、一部の市に就労支援員を配置していない	1 住宅手当について、支給要件緩和の広報を行う。 2 全市に就労支援員を配置し、きめ細やかな就労支援を実施する。 3 國のナショナルミニマムの検討結果に沿った仕組みづくり		H21～H23	就労支援員の設置	就労支援員の増員(H22～、全市12名)、 制度継続を図に要請	低所得者に対する現行制度の周知徹底及び支援を必要とする方への支援強化	生活保護に至らないためのシステム(第2のセーフティネット)作り
(2) 生活保護対策 行旅病人死亡人取扱費市町村交付金 生活保護費 生活保護事務費	・保護の実施機関 県内 16実施機関 ・保護率 H10: 15.1% →H22: 25.7% (H21全国13.8%、第3位) ・被保護世帯数 H10: 9,004世帯 →H22: 14,662世帯 ・被保護人員 H10: 12,276人 →H22: 19,943人 ・高齢者世帯の割合が高い(H22: 高知県46.7%、H21: 全国44.3%) ・稼動年齢受給者の増加(その他の世帯の割合、H10: 3.8%→H22: 15.3%)	・16実施機関に対する業務監査の実施 ・ケースワーカ不足(高知) ・実施機関支援、SV支援 ・自立支援 ・要保護者の都部から高知市への流入 ・都部でも被保護者数の増加 ・自立には就労が必要	・保護率の上昇(高知市) ・ケースワーカ不足(高知) ・要保護者の都部から高知市への流入 ・都部でも被保護者数の増加 ・自立には就労が必要	1 實施機関支援 ・フォロー指導の徹底 ・SV支援 2漏給防止 ・保護を要する方の見込みへの取組み ・相談体制の充実 ・ホームレスへの対応 3漏給防止 ・届出義務の指導の徹底 ・福祉事務所の調査の徹底 ・年金等他法他施策の活用指導 ・医療扶助の適正化 4就労支援員の増員 5貧困の連鎖を防止するために、子育て支援専門員を増員			・指摘事項に対するフォロー指導の徹底・相談体制及び新規申請対応体制の充実を指導 ・他法他施策の専任職員の配置	扶助費 3,989,548千円 扶助費 4,123,054千円 扶助費 4,250,675千円 ・母子加算の復活(H21年12月～)	・実施機関のレベルアップのため ・検査指揮員に対する支援・指導を実施 ・実施機関ごとの改善課題を明確にし指摘事項に対するフォロー指導の徹底 ・自立支援プログラムの活用の徹底	・保護を要する方への最低生活の保障 ・自らの能力等を活用した自立支援システムの構築	
II 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	3 介護保険制度の円滑・適正な運営 (2) 介護保険制度の適正な運営 社会福祉施設等指導監査費 (介護保険事業者指導監査費)	介護保険事業所数 2,018 内訳・施設系 139 ・住宅系 1,879	県介護保険施設等指導・監査要綱に基づき、指導・監査を実施 ①指導:集団指導(年1回) ②監査:不正等が疑われる場合の事業関係の確認 指導・監査結果の公表	1 介護保険事業者の不正請求や運営基準違反等の情報提供がある。 2 法令等遵守の徹底	1 慎業事業所に対する監査の実施 2 計画的な実地指導の実施 期間:H20～H24 対象:829事業所 実施状況 H20… 117 H21… 160 H22… 166 H23～H24… 386 3 営利法人事業所に対する監査の実施 期間:H20～H24 対象:1189事業所 実施状況 H20… 111 H21… 206 H22… 596 H23～H24… 276	高齢者 45歳以上	H21～H24	H22実績 実地指導 : 153事業所 集団指導 : 1回	H22実績 実地指導 : 161事業所 集団指導 : 1回	1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。	1 利用者サービスの質の向上 事業種別ごとに求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあった内容で提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。
III 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり	1 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (2) 施設サービスの充実 障害福祉サービス事業者指導監査費	指定障害福祉サービス事業者に対する指導を行なう。H24年度までに1回の指導を行なう。 サービス事業数: 508サービス(内訳) ・ホームヘルプ(居宅介護) 134 ・重度訪問介護 127 ・行動援助 3 ・シートステイ 41 ・自立訓練 16 ・就労移行支援 5 ・就労班就労支援 70 ・就労アセスメント 37 ・ケアホーム 24 ・相談支援 29 施設介入支援 2	集団指導・実地指導において、法令等の遵守指導及び法令違反等の是正指導を行ってきた 実施回数 集団指導 新規事業者(1年以内) 実地指導 前年度、前々年度における集団指導の対象事業者	1 計画的な指導が行われていなかつたため、法令が遵守されているかの確認が進んでいない。 2 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。 3 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。	1 計画的な指導の実施 期間:H20～H24 対象: 508事業所 年1回の集団指導において、基準違反等の事例を示しながら法令遵守を指導する。 H24までに全てのサービス事業者に指導を行い、法令違反等の確認を行なう。 2 慎業事業所に対する監査の実施 集団指導における指導内容が遵守されていない事業所や、基準違反が認められた事業所については、必要に応じて監査を実施、是正指導を行う。	障害者 全	H20～H24	H21実績 実地指導: 8事業所 集団指導: 1回 指導監査結果の公表	H22実績 実地指導: 104事業所 集団指導: 1回(48事業所) 指導監査結果の公表	1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。	1 利用者サービスの質の向上 事業種別ごとに求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあった内容で提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。